

第37回平成23年6月与謝野町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成23年6月8日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時47分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	12番	多田正成
3番	有吉正	13番	赤松孝一
4番	杉上忠義	14番	糸井満雄
5番	塩見晋	15番	勢旗毅
6番	宮崎有平	16番	今田博文
7番	伊藤幸男	17番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	18番	井田義之
9番	家城功		

2. 欠席議員

11番 小林庸夫

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長補佐	山添 雅男
建設課長	西原 正樹	保健課長	泉谷 貞行
選挙管理委員長	三田 幸雄	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

本日から一般質問を行いたいというふうに思います。

一般質問の前にちょっと報告というのか、お知らせだけしておきたいと思います。

本日から3日間、一般質問の予定をしておりましたが、通告が13名の議員ということで、きょう、あすで一般質問を終わりたいなというふうに思っております。そこで7名、6名になりますので、もし時間延長等がありましても、ご了解がお願いしておきたいというふうに思います。

なお、3日目につきましては、あす行われます追加提案の、それぞれの委員会等も開催される予定になっておるようでございますので、また、案内等が行きましたら、その辺のところを見ていただいて、ご参集願えたらありがたいなということでもありますので、よろしく願いをいたします。

なお、あすのほかに台風2号に対する追加議案があるようでございますけれども、この件につきましては、また、後ほど日程調整等がされると思っておりますので、また、そのときにお知らせをしたいというふうに思います。

それでは、ただいまから本会議に入りたいと思います。

ただいま私のところに届が参っております欠席議員、小林議員、なお、行政のほうから宇野会計室長が欠席届が参っております。

なお、吉田水道課長が入院中のため山添水道課長補佐が出席をいたしております。皆さんにご報告をしておきます。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。13人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により順次質問を行います。

12番、多田正成議員の一般質問を許します。

12番、多田議員。

12番(多田正成) 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告しております防災の取り組みについて、質問させていただきたいと思いますが、前回、3月の議会のさなかに東北関東大地震が発生いたしました。そのことによって、前回は多くの議員から防災にかかわる問題点を、それぞれに的を射た質問をされていまして。それに対し防災計画を見直し、早急に危機管理体制の強化に努めたい。建設業界との防災協定をできるだけ早く検討する。防災会議は大事と再認識をしているなど、町長、あるいは総務課長のご答弁をいただきました。今回、その検証も含め、改めて防災の取り組みについてお尋ねいたします。

さて、東日本大震災から3カ月がたった今もなお、避難生活、地域、我が家にも帰れない。まだまだ、いつ収束するかもわからない放射能汚染、また、死者1万5,382人と、行方不明者8,191人、なお、9万3,270人の方が避難生活を余儀なくされています。本当に想像を絶する悲惨な状況であります。何度も何度も経験し、防災体制に力を注いだ地域でも、人の力

では、どうすることもできない自然の力、自然の猛威とは、このことかと多くの国民が思い知らされたように思います。

しかしまた、そのことによって一人一人の国民や自治体、関係機関など、多くのことを学び、感じ、教訓として日常の備えと、有事にはどうあるべきか。被災後はどうするべきかを考え直さなければなりません。私たちは平穏であればあるほど、戒めを忘れがちになってしまいます。備えあれば憂いなしとの精神で日ごろから心しておく必要があるのではないのでしょうか。現に当地域、丹後は84年前に丹後大震災を経験し、さらにさかのぼり、歴史上では大宝年間、約1300年前の大地震の際、大津波が押し寄せたと府中の一宮、籠神社の奥津城とされる真名井神社の境内入り口、標高約40メートルの位置で波を切り返したと伝えられております。現在、波せき地蔵が、その場所に祭られています。その伝承らしきことは701年、大宝1年、続日本紀編に記されているようであり、また、兼見卿記には少し別の場所が記されているようですが、想像すれば海は続いていますから、波せき地蔵の伝承にも当てはまるのではないかと思います。

少し余談になりましたが、災害は人ごとではありません。当地丹後も、そういった過去があるだけに当町の防災計画は、さらなる研究、調査が必要と考えます。そういった観点から問1の災害対策本部の今後の取り組みはと題してお尋ねしたいと思いますが、既に前回、防災計画を見直し、危機管理体制の強化に努めたいとお答えをいただいておりますので、今回は具体的に、どの観点を見直す必要があるとお考えでしょうか。また、危機管理体制の強化を、どのように強化されるのか、町長のお考えを伺っておきたいと思っております。

次に、問2は災害対策本部から各区と町民との連携はと題して、今後、どのように連携強化を図られるのか。具体的な取り組みをお聞かせください。当町は毎年、町民挙げて防災訓練日を定めていただき、一斉のサイレンを合図に近くの広場、自転車道などへ避難らしきことをやりますが、ごく形式だけに終わっています。行政本部や消防団の方は、日ごろから危機意識も高く、一定の組織の中で指揮統制がとれ、さすがだと思いますが、果たして有事に町民は、どう動けるのかと思うと、町民への訓練のあり方も考える必要があるのではないかと。当然、我々町民もみずから訓練をするべきだと考えますが、やはり行政、各区町民との連携の中で一定の訓練も必要だと思いますが、町長は、どのようにお考えか、伺っておきたいと思っております。

問3については、幼保、小・中学校の防災教育と取り組みについて、教育長のお考えをお聞かせください。皆さんもご存じのように、今回の東北地方での震災、津波で幼児、生徒たち、学校も大きな犠牲となりました。しかし、日常、生徒への教育訓練、先生の危機管理意識や心構えによって、多くの児童、生徒が助かったという例も、テレビの報道でされておりました。いかに常からの訓練、教育が大切かを教えられたような気がいたします。

自然を相手に災害は、いつ起こるとも、起きないとも結論づけない難しさの中で、想定すれば切りはありませんが、しかし、それでも無視はできません。今回の東日本大震災を私たちはテレビ、新聞紙上での報道でしかわかりませんが、それでも毎日のように流れるニュースの中で犠牲になられた方々へ報いるためにも、多くのことを学ばせていただき、教訓とし、また、その教訓を生かさなければ意味がありません。今を生きる者、後生への安心・安全のために最善を尽くす努力が必要ではないのでしょうか。東日本の被災をされた方々、犠牲になられた方々のお見舞いと

ご冥福を、皆さんとともに祈りしながら、力強い復旧、復興を願い、一日も早い平穏な日々が訪れますように心からお祈りを申し上げまして、1回目の質問とさせていただきます。

よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。一般質問の通告、第1番目の多田議員、ご質問の防災の取り組みについてお答えいたします。まずもって、3月11日に発生いたしました東日本大震災により多くの方がお亡くなりになりましたことに対し、お悔やみを申し上げますとともに、被災されました方をはじめ避難生活を余儀なくされております皆様方に、本当に心からお見舞いを申し上げます。

今回の震災は大きな揺れに加えて、大津波の発生、さらには、いまだに収束のめどが立っていない福島原子力発電所の事故に伴う放射能汚染の問題と、これまで日本が経験したことの無い未曾有の大災害であり、本格的な復興に向けて日本全体が一丸となって、この国難に立ち向かわなければなりません。

議員、ご質問の1番目、災害対策本部の今後の取り組みはについてお答えいたします。町といたしましては、これまでから町民の方の防災意識の向上を図るため、合併以降、毎年3月に町全体の防災訓練を実施しており、ことし3月に実施しました防災訓練の前には、防災啓発冊子「我が家の防災会議のしおり」を全戸に配布いたしました。また、3月13日に実施しました防災訓練では、各区に隣組長さんなどが避難場所に参集することが困難な方のお宅を訪問するなど、安否確認の訓練をお願いするなど、少しずつではございますが、自助、共助の取り組みを地域にお願いし、町民の防災意識の向上が進んでいると認識いたしております。これらの取り組みにより、3月の防災訓練では、自宅での安否確認が確認できた方も含めて1万8,320名の方が訓練に参加していただきました。一方、他の防災施策につきましても、デジタル防災行政無線の整備、J-ALERTの整備、FM告知端末機の整備、災害時要援護者施策の推進、福祉避難所の指定などを順次推進しているところでございます。

また、今回の東日本大震災を教訓にした災害対策本部の取り組みなど、防災体制を含めた地域防災計画の見直しを行うこととしています。見直しすべき大きな柱は大津波等に対する対策と原子力災害に関する対策と考えています。今後、国、京都府の防災計画の見直し作業と歩調を合わせて地域防災会議において本町の課題を整理し、地域防災計画の見直しを進めていきたいというふうに考えております。

次に、ご質問の2点目、本部から各区と町民との今後の連携はについて、お答えいたします。先日も台風2号の接近に伴い、本町でも総雨量が200ミリを超え、大雨洪水警報や土砂災害警戒情報が発令されました。これらの状況により町では災害警戒本部を設置し、警戒に当たりましたが、降り続く大雨により被害が発生する恐れがあったことから、各区に避難所の開設をお願いし、速やかに設置を完了していただきました。町民の方への情報伝達につきましても、防災行政無線やFM告知端末機により避難情報や通行どめの情報を周知いたしました。今後におきましては、町と各区との連携がさらにスムーズに運ぶよう、詳細なマニュアルを整備し、さらに推進していきたいというふうに考えています。また、防災訓練の内容につきましても風水害、地震、津

波などの、それぞれの災害形態に応じた訓練が考えられますが、防災会議でのご意見等を踏まえ検討していきたいというふうに考えております。

3点目のご質問の中で、保育所の防災教育の取り組みについてお答えします。保育所では年間計画を立てて、そして避難の訓練、消火訓練を実施しております。内容は月1回、火災、台風、地震を想定した避難訓練を実施しております。また、災害対策の紙芝居やビデオ等を活用して小さな子供たちにもわかりやすい啓発も行っております。

以上で、私からの多田議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） おはようございます。

多田議員のご質問の答弁に先立ちまして教育委員会といたしましても、このたびの東日本大震災のお亡くなりなられた方々のご冥福を改めてお祈り申し上げますとともに、いまだ9,000人なんなんとする方々が行方不明でございます。それらの人々の確認が一日も早くできますこと、そして、被災された皆様方に対しましてはお見舞い申し上げ、復旧復興が一日も早くなされることをお祈りした次第でございます。

また、福島原発につきましても、放射能の遮へいが一日も早くできまして、放射能への影響が少なく、平穏な日々が送れるようになりますことを祈念する次第でございます。

さて、多田議員の3番目の幼稚園と小・中学校の防災教育と、その取り組みに関しましてお答えいたします。本年3月議会で和田議員への学校の防犯、防災体制についての一般質問で答弁いたしました点と重複いたしますが、よろしく申し上げます。

学校、幼稚園の防災教育の取り組みは、安全教育の中で位置づけております。安全教育はみずからが思考力や判断力を身につけ、安全について適切な意思決定や行動選択ができるようにするものです。これは全学年が発達段階に応じまして教育されています。一方、安全管理は万が一事故や災害が発生した場合、児童、生徒の安全を守ることを第一義に、さらに校地、校舎及び積雪に対する管理物件の保全に万全を期するため、それぞれの学校、園で防災計画を策定しています。

また、登下校中に発生した場合や授業中や在宅中での暴風雨、大雨、洪水警報等が発令の場合、気象の状況の変化に的確に対応し、速やかに一斉集団下校を実施し、全児童、生徒を集合させ、状況の説明と下校中、帰宅後の安全な行動の仕方について指導し、登校班ごとに教職員が引率するなど、安全な下校を確保しているところです。

学校で待機させることのほうが安全と判断した場合は、一時的に待機体制をとる場合も必要であることを各学校に指導しています。留守家庭につきましては保護者に連絡し、場合によっては保護者の迎えまで学校で待機させ、保護者に連れて帰ってもらうこととしています。いずれにいたしましても、こうした防災体制に基づく指導、訓練は学期に一度は定期的に、どの学校でも行っています。幼稚園では、これに加えまして交通安全教室等も繰り返し実施しているところでございます。しかしながら、津波対策につきましては町内の学校、園では想定していませんでした。ちょうど3月定例会で地震の後、有吉議員のほうから日本海側ではあまり大きな津波がないと言われているということを質問されましたけれど、そのように思われておりました。その後、私のほうでも調べさせていただくというお約束をしたわけでございますけれども、先ほど、多田議員が出されました真名井神社の件でございますけれども、今から1300年前に当たります。その

ような文献もあるということでございます。さらにまた、報道によりますと日本海側で地震津波が1586年、いわゆる秀吉の時代に発生したとの文献が発見されております。特に海岸線に近い橋立中学校、岩滝小学校、岩滝幼稚園はもとより他の学校、園におきましても学校管理下中に津波の発生の可能性もある地震が起こった場合の避難訓練や津波に関する教育が必要になってきていることは、もっともなことでございます。

既に各学校、園におきましては、東日本大震災以後、津波をも含めて現在、防災計画の見直しを行っていますが、今後の防災教育の見直しに際しましては、ある専門家が指摘されていますように知識を与えるのではなく、姿勢を与える教育が大切ではないかと考えております。また、避難地等につきましては、町全体の津波をも想定した、より詳細な防災計画の策定が待たれているところでございます。

以上、学校、幼稚園での防災教育について、多田議員への答弁といたします。

議長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） ありがとうございます。ご答弁をいただきまして。町長のご答弁を聞かせてもらっても教育長のお話を聞かせてもらっても、やはり万全を尽くすということに力を注いでいただいておりますし、一々想定しますと切りがありませんので、いろいろな災害には形態がございまして、それを一つずつ形態を察して訓練をするのも大変ですけれども、全く放置するわけにもいきませんし、私たちは町民、先ほども言いましたけれども、職員さん、あるいは消防団の方、一定の組織の中で指令、統制のできる所はいいんですが、やはり惨事に我々町民が、どこまで統一した体制がとれるかなということが大変心配であります。常の訓練もしておりますけれども、単なるサイレンが鳴って集まるぐらいで、ところによりますと、ある地区で、そういった訓練も自主的にやっておられるところもあります。そういったことが各地域に広がればいいと思うんですけども、そういったことを町側から町民に投げかけていただいて、そして、その体制をできることが、やはり必要かなと、常の訓練が、何げなしにやっている訓練がとっさのときに役に立つといったこともありますし、災害が起きてしまっただけからは、やはり消防団だとか警察だとか自衛隊だとか、それに向けて助けていただけるんですが、その惨事が起きたときの体制で、その方々がすぐそこにおられるという意味ではない。やはり避難する我々がとっさに物事を判断し、やらなければなりませんので、何とか、そういったあたりを町民への訓練といいますか、教育といいますか、そういったことが一定に町政側から各区に伝えていただいて、やられることがいいかなというふうに思っております。

それと、まず、1回目の質問に対しては大体わからせていただきましたし、皆が同じ思いであるなというふうに思いますけれども、まず、2回目の質問に対してですけれども、防災計画の見直しと危機管理ですが、まず、防災計画の理念というところがございます。四つ理念があるわけですけれども、災害による人的被害、経済的被害を減災するための備えを、より一層充実して、町民運動を展開し、災害に強い地域づくりを努めるというふうなうたっております。まさしく災害に強い地域づくりが大切でありますけれども、その施策は、先ほど言っていたようなことになるんでしょうけれども、再度、その辺を、町長のお考えを、施策としてどのように取り組んでいかれるのか、具体的にお聞きをしておきたいと思っております。

二つ目には、ハードとソフトの両面から総合防災システムの整備を図り、被害を最小限にとど

めるというふうになってあります。まさしくそういうことでありますけれども、ハードは消防車や車庫の整備など、順次充実していただいております。ソフト面の情報、教育、訓練の現状と今後の取り組みを再度、お尋ねをします。

それから、三つ目ですけれども、災害に対し日常の構えが重要であり、施策、事業の実践に際し、防災の観点を取り入れ、平常時から危機管理体制の整備に努めるとありますけれども、やはり危機管理体制は大変重要ですし、基金にはいろいろありまして、今回の災害で新たな原発防災が出てきました。当町は30キロ圏内にも入るとも言われていますが、そのような対策も、さらに考えなければなりませんけれども、その辺のお考え方も再度、伺っておきたいと思えます。

次に、行政には行政業務や町民の重要な書類が役場にはデータとしてあるわけですが、どのようなバックアップ管理をされているのか、どのように今後、管理をされようとするのか、今回の地震でもですけれども、役場、あるいは町長も犠牲になられて崩壊をしてしまったような自治体もあります。そういったあたりで、そういった重要な書類を、どのように管理をされようとしているのか、その辺もお尋ねしてみたいと思えます。

次に、防災マップの見直しが必要ではないかなというふうに思えます。町民にわかりやすくなった防災マップができればいいなというふうに思っておりますし、災害によって避難する場所の違いや海拔、あるいは距離を示す、そういったマップも必要ではないかなというふうに思っておりますので、その辺も、どのようにお考えかお聞かせを願いたいと思えます。

それと災害発生時には、まず、自分の生命、財産は自分で守るとの心構えと行動が基本となることを広く啓発し、自主防災組織、町民相互の自主的防災対策の支援に努めると、このようにあるわけですけれども、町民を守るためには、この4の、このことが重要で、今後、どのように取り組みは考えておられるのか、災害時には要援護が必要な方のために自主防災の必要性が十分にあると思えますが、その辺は今後の考え方、今後の組織のつくり方、そういったあたりも町長のお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

そういったことで自主防災ができたり、地域で、そういったことを考えるんですが、我々町民には、要支援者のデータが、なかなかわかりません。地域におってもなかなかわかりません。そういったデータが必要ではないかなというふうに思うんですが、個人保護の関係で、なかなか難しいと思えますが、現況と今後の取り組みをお聞かせ願いたいと思えます。

2回目の質問とさせていただきます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 細かいことまでたくさんおっしゃっていただいたんですけども、一つ一つということにつきましては、先ほども申し上げましたように、いろいろと今後、国や府においても防災計画の見直しということが行われておりますけれども、そうした方針が、まだ、きちんと定まっていない状況の中で、なかなか町だけでということにはならない。国の組織であります自衛隊や警察や、そうしたところとの当町の防災会議あたりも、そうした中で検討していかなければなりませんので、今のところは、そうした格好ができておりません。しかし、遅々として進んでいないような感覚をお持ちかと思えますけれども、ハードの部分でもソフトの部分でも、それぞれの地域での取り組み等も少しずつではありますけれども、毎年、毎年、上がってきているのではないかなと思えます。ただ、幾らすばらしい計画があっても、また、それがマニュアル化された



としても、最終的には町民一人一人の方が自分の、財産も大事ですけども、まず、自分の生命を守るという、そうした意識を持っていただくことが大事ではないかと思ひますし、そうしたことが自分一人では守り切れない人に対しては、やはりそれぞれが、いろんな形で援助をしていくということが大事かと思ひます。

ですから、確かに要介護の必要な人、要支援の必要な人のデータがないということですけども、やはりその地域でそれらの方たちが津波が起こったり、多分、津波は少ないでしょうけれども、地震が起こったときには隣近所の方に助けてよというようなことを、常の中で、やはりそうしたつながりを持っていることが大事ではないかなと思ひます。子供たちのこと、先ほどご質問がございましたけれども、テレビを見ておりましたら、テレビからの知識しかないのですが、津波がしょっちゅう起こるところの保育所の子供たちが、全員、だれ一人けがも生命を落とすことなく避難ができたということの、その取り組みを聞かせていただいていますと、やはり、その保育所では津波が来たときには子供たちの足で逃げるには、どのルートを通して、どうしていくのが一番早くていいのかということをしょっちゅう訓練の中でやれたと。ですから、一番最短距離の、どこかの畑でしたか、田んぼでしたか、それを横切っていくのが一番早いと、だから、その土地を持っている方の了解を得て、もし避難のときには、この田んぼを横切らせてもらいますよというふうな了解も得る中で、常にそうした訓練をして高台へ子供たちが、一人一人が上れる、そういう時間的なことも考えた訓練をされているというのをお聞きし、その結果、だれも命を落とすことがなかったということでしたので、常の、そうした取り組み、それはもうだれがするんでもなし、やはりそここの地域に住んでいる人たちが、その場所での一番いい方法を導き出し、それに対して訓練をしていくということに尽きないのではないかなという感をいたしました。

それらの一般的な考え方、標準的なマニュアルというものは、これは必要かと思ひますけれども、土砂災害が起こるところもあれば、水につかるところもあるでしょうし、その地域地域によって違うと思ひますので、それらをやはり、まずは自分、そして、周りの方たちとともに考えて、そうした訓練も、町が言うからではなしに、自分たちのみずからの地域で、それぞれの対応が進められてきつつありますので、それらを参考にしながら、町としても今後の防災計画をきちんと見直していきたいというふうにご考へておられます。

議 長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） まさしく町長の、今おっしゃられたとおりでありますし、我々町民が自主的に常から避難場所、あるいは対策を研究したり勉強したり、隣組あたりで、そういうことを言い合ったりとするのが一番ベストだと思いますけれども、やはり行政の一定した、そういうことの啓発ということが、ここにもうたつてあるわけですから、やはりそういうことを啓発していただいて、そして、でき得る、そういうところを広げていただくということが大切ではないかなと思ひますし、ただ、町長がおっしゃっていただくことはよくわかりますし、そのとおりでいいと思ひますが、けさの新聞ですけども、やはり今回、新しく原発が起きまして綾部市では、もう既に、その対策の協議に入っていて、この6月議会に予算を上げて取り組むというような新聞が出ております。まさしくこれが危機管理意識だと思ひますけれども、ここで、そういうやりとりをしておられますも、それはやはり日常の仕事が、平穏なときには日常の業務が忙しくてなかなかできませんけれども、やはり、その意識があれば、こうして早く体制がとれるという例もあり

まして、けさ、新聞を見ておって、やはりよその町は危機管理が強いなど、早いなど、その体制づくりが早いなど、これは起きるか起きないかわかりませんのであるもんですけれども、先ほども町長が言われたように、常からの幼稚園や子供たちを助けた先生の例を言われましたけれども、やはり笑われてもいいから、行動に対して笑われてもいいからいち早く、それに取り組むということが、やっぱり危機管理の一番大切なところだと、その先生もおっしゃっておられました。

やはり私も、そうだと思いますし、結果がよかったからまずまずと、私も思っておるんですけれども、惨事はいつ起こるかかわかりませんし、想像を絶することですから、我々、とっさにはなかなかできないことであります。常日ごろのあのもんをしていただきたいと思います。

それでは、次に教育長に幼保、小学校問題についてお尋ねをしたいと思いますけれども、教育長もよくご存じだと思いますけれども、今回、多くの学校や生徒たちも犠牲になりました。日常からの教育と先生方の危機意識で助かったところもありますし、教育訓練意識がいかに大事かということではありますが、災害には地震もあれば、大雨洪水もあれば、今回のように津波があります。それに原発も、福井を抱えております。そういったことによって、それぞれに避難場所、避難の仕方が異なってきますが、各幼保施設から避難する場合、地震はどこ、洪水はどこ、津波はどこ、場所や道しるべが今現在、先ほど、今その辺を研究していると言われたように思うんですけれども、やはりその辺が大事ではないかなと思いますし、それぞれの学校のある位置、保育園のある位置が違いますから、その周辺の調査を今後されるのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど、綾部市なんかの取り組みをおっしゃっていただきました。綾部市や、それから舞鶴あたりにつきましても、もともとやはり原発の近いところですので、そうしたときの対応の10キロ圏内に入っておりますので、そうしたことがございましたけれども、我々のところにつきましても、今回も想定外の範囲の広がりを見せておりますので、そうした中で今後、国や府の方針が、どういった数値が出てくるのか、それを見た上で対応を、やはり考えていくべきではないかというふうなことから申し上げたつもりでございます。

それから、ハザードマップ等の見直しということがありましたけれども、あれにつきましても、今後、そう大きく変わってこないだろうというふうに思っております。ただ、どこの場所が、どういう状況かということをお知らせしていることでございますので、先ほども申し上げましたけれども、水害というか、強い雨の、大雨のときには、あれが生かされるかもわかりませんし、地震のときには、また、違った避難場所ということになるでしょうし、それらをもう少し認識をしていただいているところあたりが、非常に弱いのではないかなというふうに思いますので、また、いろいろな、これは一つの考え方ですけれども、KYTなどを通じて、そうした防災あたりのことなども特集などを組んで、そして、町民の皆さんにお知らせをするという、啓発をしていくというところを、やはり今後、もっと力を入れなければならないかなというふうに感じております。お答えにならなかったかもわかりませんが、そういうことでございます。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えをさせていただきます。議員、先ほど大震災の被災地の無事であった事例を紹介されました。まさに、そのとおりでございます。私のほうといたしましては、ちょうど

この地震が起き、津波の大災害がありました後の校園長会議で、それぞれの学校のとった対応が紹介されておりました。その意義といえますか、その危機を乗り切った例として広く知られておりますのは、釜石市の奇跡と言われていることがございます。学校管理下にあった市内の小・中学生約3,000人が無事避難できたということです。地震が発生しました3月11日、揺れがおさまると、ある釜石東中学校の生徒たちは一気に高台に向かって、あらかじめ決められた避難場所まで行ったそうです。生徒は近くの小学校の児童も連れていったようですし、子供たちはみずからの命を守るだけでなく、率先して避難して逃げる姿、それが周囲の人の避難行動を促したということでございます。

学校は浸水想定区域外に位置する学校で、生徒のみずからの姿勢が奇跡を起こしたということのようです。釜石市には、「津波てんでこ」という言葉あるようです。津波が来たら、とにかくてんでばらばらに逃げよ、自分の生命に責任を持つという先人の教えがあるとのこと。先ほどの答弁で、その姿勢を教える教育というのは、これに当たると、そのように思っております。知識だけではなく、体で、その危機に遭遇した場合の選択ができるという、そうした教育が必要ではないかと、そのように思っております。

いずれにいたしましても、逆の例がでございます。大川小学校ですか、一度、避難地のほうといえますか、地震の避難地に行くわけですね。そこへ津波が来るということで、次の行動をとって行く。そのために児童が多く、半数以上ですかね、亡くなったという、そういう事例もございます。今でも保護者の方々が学校に対しての、その危機管理についてのあり方の説明会を求めて継続をされているような、そうした例もございます。

いずれにしましても、各学校に、その直後、津波に対する防災計画について検討をするように、そしてまた、被災地の、そうした学校、園の対応を学んでほしいということは指示させてもらったところでございます。

さて、その中で学校、園も、先ほど申しましたように津波に対しての避難計画をつくっていくように取りかかっているところでございます。そして、それぞれの学校で、どこに避難するのがいいのか、それを検討しているところでございます。

先ほど町の津波を想定した、より詳細な防災計画が待たれますということを申し上げたわけでございますけれども、町の津波のときの避難場所と学校が設定する避難所に、これは整合性がなかったら、これぐあい悪いことになりますので、そのつもりでちょっと、そのように答弁させてもらったわけです。

それからまた、私といたしましては、今、確かに町のほうでは、避難地になっている場所、それらについての標高はちゃんとデータとしてございます。しかし、それ以外のところの避難地が想定されてくると思うんですね。そうしますと、その避難地が果たして標高何メートルで、何メートルの津波に対して安全かということも検討しておく必要がございますので、これから町の担当課のほうにも相談しまして、できたら学校が想定する、その避難地が標高どれぐらいの位置にあるのか、そして、適切かどうかということも判断していかなければならないと、そのように考えておりました、昨日の校園長会でも、その点、触れていたところでございます。以上でございます。

議長（井田義之） 多田議員にお願いいたします。一問一答ということですので、2人に答弁を求め

られる場合には、1人ずつで切っていただきたいと思います。

多田議員。

- 1 2 番 (多田正成) ありがとうございます。今、一生懸命考えたり検討していただいている、新たな対策も考えていただいていると思うんですが、今回、海拔問題が、前回の有吉議員の中から出まして、海拔を今の避難マップに、当町の洪水と地震の避難マップを見せていただきますと、それには海拔なんかは全然、出ておりませんし、避難場所への距離も書いてありませんし、距離は住むところによって別ですから、なかなか表示しにくいんですが、当町を見たときに、どの辺がどうだということなんですけれども、ほとんどグラウンドを見せていただきますと、与謝とか加悦の町民グラウンドだとか、岩滝小学校だとか、今回のような、あんな大きな波に対応しようと思えば、そのくらいしかグラウンドがありませんね。そういったあたりがデータで出てきております。やはりその辺の精査をしていただいて、町民にわかるように、自分たちの位置はどの辺におるんだということ、どのくらいの高さのところにおるんだということを知るような、我々町民にわかりやすい、そういうマップがあれば、それぞれの、一人一人の啓発になるのではないかなというふうに思いますので、その辺を考えていただきたいなというふうに思います。

それと学校、幼稚園なんですけれども、加悦小学校から山田小学校まで、9校あるわけですし、加悦中と江中と橋立中でもありますけれども、まず、10メートルぐらいのもので想定で、その学校が5校ぐらいしか対応できる場所がありません。12校、小学校と中学校と合わせて12校あるわけなんですけれども、10メートルの波、あるいは水が押し寄せますと5校ぐらいしか対応できる場所がありませんし、20メートルになると。5校が、まずあきません。それから20メートルが来ますと8校が、まず使えないというようなデータが出ておまして、20メートルで対応できるのが与謝小学校と岩滝小学校、岩屋小学校、桑飼小学校はぎりぎりです。21メートルの海拔になっておまして、小学校はちょっと、その辺も無理かなというふうに思いますし、次に幼稚園なんですけれども、幼稚園は岩滝小学校が大体、海拔2、3メートルのところであって、三河内幼稚園が12メートルぐらいの位置にあるように思います。保育園が、加悦保育園が10メートル、与謝保育園が20メートル、桑飼保育園が21メートル、岩滝保育所が2、3メートル、岩屋保育所が35メートル、市場保育所が7メートル、山田保育所が10メートル、石川保育所が6メートル、今回のような津波が来ると、ほとんど対応できないということでありますので、やはり幼稚園が、町長も先ほど言われましたように、子供たちは足が遅いものですから、いち早く避難をするという体制づくりは、やはり先生の教育にもあるのではないかなというふうに思いますので、その先生への、子供の教育も大切ですが、先生への教育は、また、その意識づけは教育長、その辺をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

議長 (井田義之) 垣中教育長。

教育長 (垣中 均) 議員、ご指摘のとおりでございます。子供たち、やはり指導をしていく立場の者が、まず、危機管理に対して、どのような意識を持っておるか、持たなければならないか。そして、どのように対応していかなければならないかということは一番大事なことでございますので、常々研修もいたしているところでございますし、そしてまた、こうした大きな地震等がございましたら、それを契機に各区からも、そのような研修に力を入れてきているところでございますので、今回、新しくふえましたのが、何度も申しますけれども、津波に対する計画も、それか

ら意識もあまりなかったというところは、大いに反省すべきところとしまして、今後は、その津波につきましても、含めまして研修に努めていくところでございます。以上です。

議 田（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 災害は、もうだれにも予測できませんし、突然やってきますので、なかなか難しい問題だなというふうに思いますけれども、やはり我々市民には対策本部といいますか、行政からの適切な情報が各区と、それから全市民にしっかりと伝わって、指揮、誘導のできるハードとソフト面での仕組みづくりと、今、言いましたように道しるべが一番必要ではないかなというふうに思いますので、その辺をしっかりと取り組んでいただいて安心・安全なまちづくりに努めていただきたいと、そう願いながら質問を終わらせていただきます。

議 長（井田義之） これで、多田正成議員の一般質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時28分）

（再開 午前10時45分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、一般質問を続行します。

次に、8番、浪江郁雄議員の一般質問を許します。

8番、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は被災者支援システムの導入についてでございますが、この件につきましては平成21年9月定例会で一般質問をいたしました。全く同じ質問を今回するわけですが、ご答弁のほどよろしくをお願いいたします。

3月11日に発生いたしました東日本大震災では、市や町全体が津波に襲われるなど、自治体の行政機能そのものが麻痺した地域もありました。このシステムを導入していくことにより自治体の被災者支援に関する必要な情報のバックアップが可能になり、仮に役場などが災害に遭った場合でも被災者支援、復旧に迅速に対応することができます。災害発生時においては、行政の素早い対応が被災者支援並びに復旧復興には不可欠であります。被災者の氏名、住所などの基本情報や被害状況、避難先、被災者証明の発行などを総合的に管理し、また、救援物資の管理、仮設住宅の入退去、義援金の交付などの業務が行える被災者支援システムを平時のうちに構築しておくことが極めて重要であると再認識しているところでございます。

被災者支援システムの概要については、前回の一般質問で詳細に述べさせていただきましたので、多くは申しません。このシステムは95年の阪神淡路大震災で大きな被害を受けた兵庫県西宮市の職員がみずから試行錯誤を繰り返し、システムを構築し実践で使用されたものです。特徴としましては、一つには震災を経験したシステムであるということです。二つ目には、震災発生から順次必要となる機能をサブシステムとして提供できます。このサブシステムには、大まかに六つございまして、一つには避難所関連システム、これは災害直後に開設する避難所の設置情報と避難者の入退所情報を管理します。また、消防庁の安否情報システムへの提供が可能であります。

次に、仮設住宅管理システム、これは仮設住宅の部屋数や入居可能人数を管理し、入居希望者の登録、抽せん、入退去管理を行うことができます。

次に、緊急物資管理システムでございますが、これは災害時に全国から大量に寄せられる救援物資など、保管場所別、品目別に数量を迅速に登録することができます。また、配送先の避難者数、高齢者や乳児の状況に応じた物資の配布が可能となります。

次に、犠牲者遺族管理システムでございますが、災害でお亡くなりになられた方や行方不明者及び遺族の情報などを管理し、犠牲者名簿等の作成やご遺族への通知、連絡を支援するシステムでございます。また、倒壊家屋管理システムでは、解体の申請の受け付けや解体撤去の管理、また、瓦れき搬入券の発行などが行えます。そのほか復旧、復興関連システムなどがございます。

特徴の三つ目としましては、このシステム自体は無料で、そのほか必要なソフトもすべて無料でございますので、経費のかからないシステムを構築することができます。

四つ目には、すべて西宮市の自己開発のシステムで、ソースコード、いわゆる設計図ですが、これをすべて公開しております。利用者の要望にあわせて自由にカスタマイズすることができます。

五つ目には、システムの立ち上げが非常に短時間で可能であります。以上が主な特徴で、簡単にご紹介いたしました。

現在の与謝野町が、地震や津波などの自然災害のみならず、大規模な事故や事件に見舞われたとき、直ちに被災者を救護支援し、迅速に的確な復旧、復興を行っていくことが可能でしょうか。行政には住民の命と生活を守るという根本的な使命がございます。備えあれば憂いなしと言いますが、まず備えること。ひとたび災害が発生したときこそ、与謝野町の行政の力が試されるということを申し上げまして、1回目の質問を終わります。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 浪江議員ご質問の被災者支援システムの導入についてお答えいたします。被災者支援システムについては、議員からご説明いただきましたように阪神淡路大震災発生時に西宮市において、市の日常業務の復旧とあわせて被災者を支援するシステムを構築し、被災者支援、復旧、復興支援の業務に大変大きな力を発揮したものと聞きしております。具体的な内容としましては、先ほどおっしゃいましたように、被災後の事務を支援するシステムでございまして、被災者の氏名、住所等の基本情報や家屋を含む被災状況全般を管理し、被災証明の発行や義援金の処理などに活用することとなります。また、関連するサブシステムとしましては、避難所の入退去管理、支援物資管理、仮設住宅管理、犠牲者遺族管理、倒壊家屋管理などの情報もあわせて管理し、情報の一元化を図るシステムであるというふうに承知いたしております。システムの使用につきましても、財団法人地方自治情報センターにライブラリー登録をされ、全国の地方公共団体に無償で公開、提供されております。導入費用としては、このソフトを稼働させるためにリナックスの環境で稼働させるサーバーを導入する必要があり、このリナックスサーバーの導入費用として約80万円程度必要であり、各部署において、どのような使い方をするかにより、リナックスサーバーのほか、ネットワーク構築の費用が生じることになります。また、住民基本台帳のデータを登録する必要もあることから、運用形態などの研究や、あるいは調整を行う必要があります。東日本大震災以降、このシステム導入を検討される自治体が多いと聞き及んでおります。

平常時からの備えは非常に大切なことであり、そのようなシステムを活用しなければならない

事態が起こらないということを願うところでございますが、平常時からの、そうしたシステム運用のための訓練や、あるいは体制整備、システムの保管場所、さらにはシステム運用の基本となる住民基本台帳データの二重、三重のバックアップ体制、システムが災害により損傷を受けた場合のバックアップ体制など、いろいろと調整や研究をしていく必要もありますので、整理をさせていただきますまして、地域防災計画の見直しの中の一つとして検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

簡単ですけれども、浪江議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ただいま答弁をいただきまして、この答弁、前回と全く同じ答弁でございまして、ちょっとは想定しておったんですけれども、ちょっと想定外といいますか、そんな感じでございまして、今、答弁を聞いていますと、前回と同じように、この導入に費用がかかると、約80万円、それから、その他もろもろかかるんであろうと、それからまた、住基システムの連携ですか、このあたりも全く前回と同じなわけですが、前回、質問をしましたときは、この一般質問の質問が3回という形で、最初の、この入り口のところの認識の違いで、もうすべて使ってしまった何も質問ができなかったわけですが、ここの認識の違いが、あれから1年9カ月たつわけですが、全く変わっていないといいますか、前回、答弁の中、いろいろと言われておりまして、私も認識のほうを言わせてもらって、いろいろ整理をさせていただきます、検討を深めていきたいでありますとか、そのほかには運用上の問題、少し整理しなければならない、ご提案いただいた内容につきましては、非常にいい提案だというふうに思いますので、前向きに検討させていただきたいと思っておりますという、このような答弁があったわけですが、あれから1年9カ月たちまして、その間、どのような検討、また、整理がされたのか、最初にまず、ここを伺っておきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 我々が一番心配しますのは金額的な、そういうものではなしに、住民基本台帳のデータを、どう保全していくかということ、また、それに対します体制をどうしていくかということら辺が一番問題というか、取り組みにくい、整理をしなければならないのではないかと考えているところでございまして、そのシステムの保管場所、今、庁舎の問題もしておりますけれども、そうしたこと。あるいはシステム運用の基本となります、そのデータの二重、三重のバックアップ体制、先ほども申し上げましたけれども、そうしたシステムが災害により損傷を受けたときの、そうしたバックアップ体制を、どうつくっていくか。また、それに対して、その運用をどうしていくかという、それらのことについての整理が、まだ、できていないというところが一番の今、検討をしている状況でございます。ですから、ある程度の、そうした防災計画なんかを見直す中の一つとして、これを整理をさせていただいて、きちんとした位置づけをした上で、取り組むということのほうが、なお、的確に有事の際に対応できるのではないかとというふうに考えております。

そうした状況の中でございまして、遅々と進んでいないような状況に受けとめられるかと思っておりますけれども、現実の問題として、そういうところは一番の課題であるというふうにご理解いただけたらと思います。

- 議 長（井田義之） 浪江議員。
- 8 番（浪江郁雄） ただいま答弁いただきまして、システムの保全、恐らく、これ住基のほうですかね。このあたりの整理ができていないということですが、これは並行して行えるのではないかなというふうに思っております、そういった今ある、いろんなデータの保全、これも非常に大事です、バックアップ体制を。これと並行して、この被災者支援システム、これも導入に向けて進んでいけるのではないかなというふうに思うわけですが、このあたりちょっとお伺いしたいと思います。
- 議 長（井田義之） 太田町長。
- 町 長（太田貴美） そのあたりを研究させてほしいということでございます。私自身、きちんと理解をしている。どういうことになろうということは理解しておりませんが、そうしたことも含めて今、担当のほうでは今後に向けての研究を進めていきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。
- 議 長（井田義之） 浪江議員。
- 8 番（浪江郁雄） 住基台帳との接続、これはある町の、実際に導入されておりますところでございますが、先ほど町長、費用のほうはあまり重要視されていないように思いますが、こういった住民基本台帳との接続ですね、これ民間委託されてまして、40万円ぐらいで、この費用をみられております。それから、毎日、夜一定の時間になりますと最新のデータがシステムのほうにバックアップされていくというふうでございます、今、研究をされているというわけですが、このシステム、先ほど町長が言われましたように無料でダウンロードすることができまして、恐らく試験導入等も可能でございます。こういったあたり一度、インストールキーを発行していただいて、実際におとされて、試験的な、こういう運用ですね、こういったことも一つ、手ではないかなと思うわけですが、このあたりについてお伺いしたいと思います。
- 議 長（井田義之） 太田町長。
- 町 長（太田貴美） それらも含めまして、検討をさせていただきたいというふうに思います。
- 議 長（井田義之） 浪江議員。
- 8 番（浪江郁雄） 検討をしていただけるのは非常にありがたいわけですが、先ほども申しましたように、前回、質問、あれはちょうど台風9号、21年の。台風9号が8月にございまして、そのとき、兵庫県の佐用町ですか、非常に大きな災害が出ました。当与謝野町でも多くの被害が出まして、多くの方が被災されました。それを踏まえまして、8月ありまして、9月に一般質問をさせていただきました。先ほど申しましたように、非常に前向きな答弁をいただきまして、ぜひとも導入に向けて進んでいきたいというような答弁がございましたので、そのあたりが多少なりとも進んでいるのかなと思ったわけですが、今のお話、また、今から検討ということでございます、やはり、この災害ですね、いつ何どき起こるかわかりませんし、もう少し何か検討という答弁以外に、何か前向きなひとつ、じゃあいつごろをめどに、先ほど言いました、こういった試験導入をしてみたいとか、あと、このサポートセンターというのがございまして、これはいろいろなことを問い合わせれば無料で何でも教えてくれますし、今、言いましたように自治体、ちょうど2年前に質問をしましたときには、まだ、118団体、全国で導入でございましたが、今現在では約220団体ほどふえております。また、この震災があつてから、きょうまでに約30団体



ぐらいが導入の動きで進んでおられまして、非常に注目を浴びておりまして、また、国のほうでも、このたびの震災に遭われたところには、国の費用で、こういったシステムが導入できるというふうにも聞いております。こういったことを踏まえまして、検討するのもいいんですが、もう少しスケジュールといいますか、このあたりまでも、例えばいつごろまでに、この住基のシステムとの関係を精査して、では導入に向けて、いつぐらいから進んでいきたい。また、いつぐらいには、できれば導入したいとかいうような、大まかでもいいんで、こういったあたりのスケジュールなんかが、もしお聞かせいただいたらありがたいなと思うわけですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 地域防災計画そのものの中ではないことが本当に山ほどございますし、それらの見直しをかけていくということは、もうこれ近々の課題でございますので、その中でそうした被災を受けられた方たちのいろんなデータを入力していく、あるいは、それらに対する対応をどうするという、そうしたデータも含めて考えさせていただきたいなというふうに思っておりますので、非常に5年も先の話ではなしに、できるだけ防災計画を立てる中での導入を、ぜひ進めていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） わかりました。最後に、これだけちょっと言わせてもらって、もう終わろうかなと思うわけですが、先ほど国のほうの動きも少し述べさせていただきました。その中で、これは事務連絡だと思うわけですが、緑の分権改革、地域力創造施策説明会というのを今、全国で行っておりまして、この中でいろいろ地域力の創生、地方の再生でありますとか、人材力の活性化交流ネットワーク、その他の中にいろいろと電子自治体とか、自治体のクラウド化、今、非常に注目されておりますけども、こういった説明があるわけですが、この中で被災者支援システムの説明があるというふうに聞いておりまして、これが京都は5月27日、今月ですね、27日に京都のテルサであるわけですが、こういったところ、職員の方、担当の方、できれば行って説明等を聞いていただきたいなと思うわけですが、このあたり、こういった説明会、まず、現状を把握されておりますか、伺いたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 終わっているか、終わっていないかは別としまして、そうしたことの情報というのは総務課といいますか、役場のほうでは認識といいますか、認知はしておりません。知りませんでした。それはどうであれ、こうしたシステムが住民の人たちの安心・安全を守る上でも役に立つ、実際に起こったところで取り組まれた中身でございますので、それらについては本当に、もう少し深く検討する必要があるというふうには認識しておりますので、今の段階でのお答えは非常にほかゆいかわかりませんが、そういう認識は持っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 大変失礼いたしました。私、勘違いしてございまして、もう今、6月に入っております、これはもう終わっております。今いろいろと答弁をしていただきまして、防災計画等の見直しも含めて一緒に議論していくという形で、ぜひともこういったシステム、80万円と言わ

れておりましたけれども、これは新たに皆、新規にパソコンを買ってした場合の値段でありまして、前にも言いましたけれども、今あるパソコン、どんなんでも使えますので、それを利用すればお金はかかりません。そういったことも含めまして、前向きに、ぜひとも検討していただきたいと思うわけです。以上で終わります。

議長（井田義之） これで、浪江郁雄議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。選挙管理委員長に入室をしていただきます。

（休憩 午前11時09分）

（三田選挙管理委員長着席）

（再開 午前11時10分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。  
次に、15番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、平成23年6月定例会におきまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、かねて通告しております一般質問3点につきまして、質問をいたしたいと思っておりますので、答弁をよろしく願いいたします。

また、本日は特に与謝野町選挙管理委員会の三田委員長に、大変お忙しい中をご苦労さんになりました。厚く御礼を申し上げます。どうかよろしく願いいたします。

まず、第1点目の質問は、3. 11と申します東日本大震災を境にしまして、いろんな分野で大きな変革や意識の改革が求められ、その一つに水の大事さというものが改めて認識をされたこと、このように思っております。その中で近年、自治体の水道事業体で水道水や水道水源の水をペットボトルやアルミ缶に詰めて販売しているところがふえています。このようなボトルウォーターをつくる理由について調べてみますと、水源がよいことのPR、給水開始から何十周年とかいうPR、売り上げを水源林保護に使用する。災害備蓄用として製造し頒布、販売をすることで防災の意識を持ってもらう。このように区分できるかと思えます。

PRの場合は、大体無料での配布となっておりますが、有料の場合では500ミリリットルで、大体100円から120円で、利益が目的ではないので製造に要する原価での販売になっていると、このように考えております。本町の場合も水道水をおいしくするために担当課は、大変なご努力をいただいておりますが、特に株式会社ナガオカのケミカルレス水処理に着目し、採用していることで昨年、同社は中国に進出し、その評価の一つに与謝野町で導入したことの実績、このようなことが昨年秋の日本水道新聞で太田町長と三村社長の2ページ立ての対談で掲載をされましてからも、高い評価が与えられていると、このように思っております。

東日本大震災の影響で被災地や東京でも水不足ということで、こちらからも水道水を送られた方がありました。京都市水道局では、年間490ミリリットルのアルミ缶入り5万本を市民の災害備蓄と水道水のPR用に生産をしておる。そのうち4万2,000本を被災地に送ったが、これ以上は無理ということで断ったということが新聞に報道をされておりました。

大阪市水道局の3月の売り上げ本数は前年の7倍に達し、しかも大阪の場合は国際的な食品品評会、モンドセレクションで、国内の地方自体が製造販売する食品の部門で初めて金賞を受賞したと、このようなことが最近の報道でありました。日本は不思議な国で、きちんと処理した水は

飲めないという反面、どこかのわき水はおいしい、健康によいということで、水道水はまずくて危険、天然水は安全でおいしいと、こういう図式ができて上がっているのではないかと、このように思っております。

先ほどの京都市や大阪市の水道局、東京都水道局も水道水を販売をしており、現在では独自のネーミングで、これらが60以上あると、このように報道をされております。本町の場合、例えば平成21年度の場合で考えても、年々整備が進められ、おいしい水をつくる努力がされている反面、給水人口は年々減少しており、水量には余裕があると、このように考えております。ボトルウォーターといいましても、製品化は専門メーカーに委託です。大きな労力がかかるとは思いません。特産品づくりの要諦は地域で余っているものを使えというのが原則で、町も地域に、その掘り起こしをお願いをしているわけで、まず、町が、その先鞭をつけるために水道水を町のPR商品として位置づけて、今、宮津市で4社しかない造り酒屋さんのうち二つの会社が与謝野町にごさいます。そういった面からも、この水というものを積極的に町をPRすると、そういう商品にする必要があるのではないかと考えております。

簡易水道や上水道すべての水源が対象になると、このように必ずしも思っておりませんけれども、大阪市や京都市の水道水と比べて、私は劣るというようなことは絶対ないと、このように思っておりますので、このことについて町長のご所見をお伺いしておきたいと思っております。

2点目の質問は、町の収入源をどう確保するかという視点から、広告事業への取り組みについてお伺いをします。これまでから議会でも、例えば封筒に名前を印刷する案等が出されたことはありますが、町は町民の皆さんから預かっている大切な資産でありますCATV、インターネットのホームページ、印刷物、施設等を有効に活用するといいますか、広告物に有料で広告を掲載することで、これらから得られる収入を町の政策実現に活用して、町民サービスを図る必要があると考えています。既に多くの市町村でも、この広告事業に取り組みされておりますが、例えば京都府の場合、広報誌、京都府向日町競輪のバンクフェンスや壁面など、職員録まで、民間広告を出しています。納税通知の封筒やパンフレットなど、広告取扱い要綱や基準が定められていて、重要文化財であります京都府庁の旧本館の利用も活発に募集されているのが現状だと、このように認識をしております。

自治体の広告は抜群の地域密着性と自治体広告ならではの信頼性と安定があると、このように考えておりますし、また、インターネットのホームページのバナー広告は日経パソコンでも自治サイトに自社の広告が載っていることが信頼性の向上につながると、このような評価をされているところであります。単純な広告以上の価値があると言われております。町内向けにはCATVには大きな力があります。厳しい財政事情を展望いたしますと、できることから始める、この姿勢が重要だと思っておりますが、この広告事業につきまして町長のご所見をお願いいたします。

3点目の質問に入ります。合併して以降、初めて選挙管理委員会の委員長にお願いということで、曲げてご出席をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。先ごろ4月には京都府議会議員選挙が行われまして、円滑に完了していただいたところですが、一昨年と昨年の2度にわたって行政刷新会議で事業仕分けがございまして、明るい選挙推進委員が廃止をされ、特に昨年11月15日の事業仕分けでは一昨年の半分で計上されました概算要求が全額廃止とされたことを記憶しております。本町においても明るい選挙推進協議会として、全くボランティアとしての活動

であります。これらの方々の参加を得まして今日までの啓発事業活動に大きな意義があったと、このように認識をしております。しかし、今日、なお都市部では依然として関心が低く、選挙ごとに、その投票率を見てもとすると啞然とするような数値もあります。本町の場合は決して他町村に比べて遜色のない率だと思っておりますし、選挙に関する意識も非常に高いと思っておりますが、これらは今日までの明るい選挙推進活動の明推協の方々の成果であります。この活動の目的は有権者一人一人が日常的に政治や選挙に関心を持ち、適切な代表者を選び出す目を養うこととされております。そのためには日常的な活動が大切であり、特に若年層に対します啓発を強化する。このことと将来の有権者に対する取り組みとして認識をしておりました。しかしながら、2回にわたる事業仕分けでは明るい選挙推進活動の存在意義が問われ、一方的に結論が下されたと、このように思っております。

これにつきまして総務省も非常に乱暴ではないかと、こういうふうな報道の見解になっておりましたが、非常に残念な結果だと思っております。

次に、ことしの春、京丹後市の議会の主催でございました議員研修会がございました。講師に早稲田大学マニフェスト研修所の中村次席研究員から議会改革に関する勉強をさせていただいた後、中村先生は徳島県の川島町で町長を2期されている経験がございまして、現在は元三重県知事でございます早稲田大学院の教授の北川所長のもとで研究をされているわけですが、この講演会が終了後、今、全国で0.1秒の改革ということで開票事務の時間短縮運動を展開をされているということで、このことについてお伺いをいたします。

最も特徴的なことは、現在では、この運動が2007年以降は総務省の後援となって全国展開がされておると、このような実態でありました。中村先生からは開票事務の持つ意義、最終的な目標は時間短縮による人件費の削減のみならず、自治体職員の意識の改革であると言われております。住民に速やかに結果を知らせることができる。経費の削減につながる。職員の負担軽減につながる。意識の中に気づきが起こる。自分で考えるようになることや、スピードを意識して迅速性、効率性を高めることで職員の集中力を増加をさせ、かつ創意工夫の結果、新しいアイデアを生み出すことができる。選挙の開票で、これまで重視してきた正確性、公平さがより担保されることになると、このように教えられてまいりました。本町の場合で見ても、今年4月の京都府議会議員選挙の開票時間がちょうど1時間、昨年の参議院京都府選挙区の選出議員選挙で1時間30分、衆議院小選挙区選出議員選挙が1時間42分と、候補者が少ない場合は比較的短時間で終了してはいますが、町議選や比例区の選挙では、やはり2時間以上かかっております。かつて宮津市が全国ランクで8位に入った報道がされていたことはありましたが、現在では人口で10万人以下の都市でも取り組みが進められているところは本町と同じような時間になっております。

早稲田大学マニフェスト研究会では30分以内が目標、開票マニュアルでは打ち出されていません。現在では開票率がゼロ%で当選確実が告げられる時代です。これまでの縦割りから、ここでもフラットな組織での開票が必要だと、このように考えております。ややもすると選挙事務は町長、町議選を除いて国や府からの委託金で賄えることから、選挙の開票時間は、こんなものとの思いがありますけれども、この改革で職員は組織のための仕事から、町民、市民のための仕事へと大きく意識が変わったと言われております。

以上のことから委員長にお伺いをいたしますのは、本当に、この明るい選挙推進協議会というのは、推進運動というのは歴史的役割を終えたのかどうか、その場合、本町の場合、きょうまでの経過を踏まえて、どのようにお考えなのかということと。それから、特にこのように数値で示せないと、こういったことがあるわけですが、啓発活動については市町村なり選管が今後を担っていくと、こういうことになると思いますけれども、今後の進め方を、どのような方策を考えられておりますかどうか。

それから、開票事務の改革は、これから全国的な広がりを見せると、このように思っておりますけれども、このためには、まず選管としては、どのようなことから手をつけることが必要だと思われておりますか、こういったことについてご回答がいただければと、このように思っております。以上で、私の第1回目の質問を終わります。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 勢旗議員、ご質問の一番目、水道水をボトルウォーターとして販売する試みについてお答えします。

まず一般的な、これまでの経過として自治体がボトルウォーターを使って販売するきっかけとなりましたのは、かなり前になるかと思いますが、健康、美容にいいということで市販のミネラルウォーターがブームとなり、水道水離れが始まったことだったと思います。このとき水道水が市販のミネラルウォーターに引けをとらないことを証明し、水道水離れを防ぐためのPR用、さらには災害備蓄用として大都市でつくられたのが発端で、販売目的ではありませんでした。京都府内を見ても、現在、京都府、京都市、長岡京市、亀岡市、舞鶴市の五つの自治体が販売しておりますが、実情をお聞きしますと、そもそもの目的が水道水PR用、災害備蓄用であり、販売目的ではないこと、それでも付加価値のつけられるキャッチフレーズやボトルネームを考え、価格も市販価格を意識して設定し販売しているが、結果としてもとが取れないといった状況で苦労されているというふうにお聞きをしております。

また、最近では環境面からペットボトルの使用は好ましくないとの指摘もあり、さらに高価なアルミボトルへの移行も考慮すると、この際、所期の目的は達成できたとして、廃止を含めた検討をされている自治体もあるようでございます。その中では、ご紹介のように大阪市の「ほんまや」という水道水がベルギーのモンドセレクションに応募され、見事、金賞を受賞されたことで多くのマスコミに取り上げられ、個人注文が増大したというような例もございます。

そこで当町が採用しております無薬注水処理装置で処理した水を、この技術に付加価値をつけることで販売できないかということですが、この比率はあくまでも水分中に含まれます鉄やマンガンなどの除去方法の一つであり、処理された水が消費者の興味を引くような特別においしいとか、特徴的な水質になるものではありません。したがって、これを販売する、そうした考えはございません。

また、当町には20を超える浄水場があるわけですから、この中で販売できるような水はないのかとお考えもあるかもしれませんが、商品化しても採算が取れない可能性が高い上に、結果として町内の水道水に優劣をつけるようなことになりかねませんので、私としましては水道水をボトルウォーターとして販売する考えはございません。ご理解がいただきたいと存じます。

ご質問の2番目、広告事業を本格的に検討するときではないかにつきまして、お答えいたします。平成19年6月定例会の小林議員の一般質問で、自主財源の確保に積極的に取り組むべき一つとして、そうした広告ビジネスへの取り組みが検討されないかとの、そうしたご質問があったというふうに記憶をいたしております。その当時は、例えば、広報誌に広告を導入した場合、広告用の誌面を確保するためには結局ページをふやさなければならず、その広告料とページを増加した印刷料等がほぼ同額になる試算でございました。また、広告用の誌面としてページをふやさない場合は、広告掲載により行政情報が減ることになりますし、また、広告を掲載する誌面の配置を考慮する必要が発生してきます。また、広告掲載する企業をどこまでの範囲とするかなどの判断基準が困難であったり、住民個々の価値観の相違から広告掲載企業に対する批判が生じたり、掲載された企業に町がお墨つきを与えるといった印象を与えるなど、本来の広告誌発行の業務を超えて人的コストの増加が見込まれるというふうに考えており、その思いは現在も変わっておりません。そのほかにも広告掲載等、可能な媒体としては、町のホームページや府と諸証明の余白、公用車等への広告掲載に対しても同様の理由で広告事業を展開することは現在のところ積極的には考えておりません。しかしながら、全面的な広告事業ではなく、地域活性化を重きに置いた視点から進めを始めている事業がございます。有線テレビ拡張事業により整備し、昨年から立ち上げました地域ポータルサイト、これと謝野スタイルと呼んでおりますが、及びKYTのデータ放送システムを活用し、企業情報やPR広告を提供していただけることができます。企業者や、あるいは住民の皆さんが自宅のパソコン等からアクセスして地域ポータルサイトのみんなの動画やみんなの広場、お店アンド企業などのコンテンツに、いろいろな情報を投稿していただけるもので、連携してKYTのデータ放送にも掲載できるものでございます。

現在のところは無料で投稿をいただき、投稿者をどんどん広めて情報発信をしていただくことに力点を置いておりますが、投稿料を徴収することができる要綱として整備しておりますので、将来的な課題として有料とすることも考えられるというふうに思っております。また、有料ではありますが、KYTの自主番組放送枠を活用したコマーシャル放送もできる制度も準備しており、有線テレビ放送等の施設を活用する地域活性化の一つとして広めていき、結果的に収入増を図ることができればよいというふうに考えております。以上で、私からの勢旗議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 選挙管理委員会、三田委員長の答弁をお願いします。

三田委員長。

選挙管理委員会委員長（三田幸雄） 与謝野町選挙管理委員会委員長の三田幸雄でございます。本日は勢旗議員から一般質問の通告を受けましたので答弁をさせていただきますが、何分ふなれでございまして、お聞き苦しい点もあろうかとは存じますが、よろしく願いいたします。

まず、1点目の国の明るい選挙推進の活動について、昨年の事業仕分けで廃止と結論づけられたことにより、本町の現在までの評価と今後の取り組み方策はとのことでございますが、議員もご承知のとおり国の明るい選挙推進費は、国民に投票を促す事業でございまして、主には今日まで選挙PRパンフレットの作成、選挙啓発ポスター、コンクールなどを実施してこられました。事業仕分けを行われた国の行政刷新会議によりますと、パンフレットやポスターの作成などは一定の役割が終わったとの見解で、事業の廃止に至ったようでございます。

当町選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会では、選挙啓発に関するPR活動につきまして、与謝野町発足以来、旧町時代のように町の予算をふんだんに活用しての運動を行っている状況ではございませんので、各選挙執行時の広報活動を行っている程度となっております。一方、本年2月に開催された京都府明るい選挙推進運動研修会に出席しました際に行われました某大学教授の講演では、若者の投票率を上げるためには啓発物品の配布などの短期的効果より小・中学校などとの連携により啓発ポスター、作文、冊子の作成など長期的効果が重要であるとおっしゃっておられました。

当町選挙管理委員会でも、これまで小・中学校に対し啓発標語や啓発ポスターの作成などの呼びかけを行ってまいりましたが、今後も未来を担う児童・生徒に対し予算をかけず、地道に長期的効果を重視し活動してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の最近の本町の投票率をどう見ておられるかとのことですが、本町では平成18年4月に執行の京都府知事選挙、与謝野町長、町議会議員選挙から始まり本年4月10日に執行しました京都府議会議員一般選挙までの間、数多くの選挙を執行してまいりました。参考までに最近執行しました選挙の投票率を見ますと、京都府議会議員一般選挙では本年4月の執行選挙は56.42%、これと比較をいたします平成19年4月の選挙は56.33%と、わずかではございますが、ポイントが上がっております。反対に昨年7月に執行しました参議院議員通常選挙では、投票率が64.40%、平成19年執行の参議院選挙は66.16%となっており、ポイントを落としております。このことから考えますと、そのとき、その時局の国の情勢や地域の情勢などで投票率は大きく動くということでございます。

私どもは町内の選挙人に、選挙に関心を持っていただくため、先ほど述べましたように長期的効果を粛々と推進しながら京都府選挙管理委員会をはじめ、府内の各市区町村の選挙管理委員会とも連携を図り、投票率が少しでも上がりますように努めてまいりたいと考えております。

最後に3点目のコンマ1秒の改革についてのご質問でございますが、まず、当町で執行しました選挙の開票時間の状況をご説明しますと、平成18年の与謝野町発足当初に執行しました選挙では、京都府知事選挙が1時間15分、町長選挙は2時間10分、町議会議員選挙につきましては3時間15分もかかっておりました。合併当時は旧町の開票事務の方法などに違いがあったり、事務職員同士の連携などに手間取ったり、課題が山積しておりましたが、昨年7月に執行しました参議院議員通常選挙の開票時間を見ますと、比例代表の開票時間ではございますが、2時間50分でございます、これと比較にはならないとは思いますが、平成19年に執行した参議院選挙の比例代表の開票時間は3時間2分となっております。

参考までに昨年の参議院選挙の近隣市町の開票時間を確認しますと、宮津市が2時間53分、京丹後市が3時間40分となっているようでございます。開票事務従事者数は宮津市が91人、京丹後市が154人、与謝野町は52人となっております。このように各市町それぞれ開票会場の状況だけでなく、各選挙の開票事務に対する考え方に違いがあることが伺えますが、本町におきましては、少数の職員により一生懸命選挙事務を行っていただいていると感じているところでございます。

次に、当町選挙管理委員会の開票事務の工夫状況を申し上げますと、開票事務責任者との事前の打ち合わせ、会場レイアウトの見直し、開票台のかさ上げ、運動靴の推奨、管理職員の登用、

開票台への候補者一覧表の配置、イチゴパックによる投票用紙の仕分け、そして、何より緊張感を保つての事務の遂行などを徹底しているところでございます。先ほども述べましたように、合併当初の選挙事務の統一による事務の混乱は、ようやく脱した感はありますが、私どもは時間短縮も大切だとは考えておりますが、最も大切なのは正確性だと考えております。間違いのない選挙事務の執行そのものが選挙管理委員会の責務だと考えております。

いずれにいたしましても、まだまだ改革しなくてはならない部分はたくさんございますが、開票事務の改革だけではなく、町内23カ所の投票所の数の見直しや投票時間の短縮なども検討してまいりたいと考えており、その都度、問題点を精査する中で、改善すべきは改善するつもりでおりますので、ご理解いただきますように、よろしく願いいたします。

以上で、勢旗議員の質問の答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございました。町長のほうから、この水道の問題につきましては、その意思がないということを明確にいただきましたので、問うことが非常にいかがかなと思っているんですが、私は今、町長から申されました、それぞれこれできないということが、できないことをずっと述べられておるといふふうに思っておりまして、これでできない、これでできない。そしたら、これをどう打ち破るかということは、それぞれの市町村で、いろんな角度から、どの項目でも、私は一生懸命やってきておると思っておりますので、これにつきまして多くを語りませんが、一つ、この水道は、私は有力な与謝野町の武器になると、戦略の商品になると、このように思っておりますので、ぜひご検討をいただきたい。特に水道がもう一つ難しいのは、いわゆる残留塩素との関係がございまして、その点で一番ご苦労をいただいておりますが、このナガオカの関係で申しますと、町長は、それで特においしいことはないというふうに、私は、お伺いをしたんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） このナガオカのケミカルレスの、この水処理のやり方を選んだのは四辻あたりでも出ておりましたし、三河内でもそうでしたけれども、今まで鉄マンガンを除去するのに、前処理が大変だったわけでした、機械そのものも、設備そのものも大変高価なものにつくということでしたし、薬品といいますものをたくさん使用するなり、非常に安定しないものですから、その調整が非常に難しかった点があります。赤水対策の一つとして、こうしたものの取り組みを研究していた中で、このナガオカのやり方がいいのではないかとということで導入しました。ですから、水質そのものがあまりよくなかったものを改善する方法の一つとして、これを取り入れたものですから、もともと水質のいいものを云々ということではないわけでした、おいしいとか、おいしくないとかということよりも、安心・安全な水を安定的に町民の方たちに提供するということの、町の水道事業の最大の目的を遂行するための一つの方法として、これを取り入れたわけでございますので、水も豊富にあるわけではない中で地下水をくみ上げての、そうした水道事業を進めております。

そのためにたくさんのポケットといいますか、水源を井戸に求めた中でやっているわけでございますので、大変豊富な水があつてという状況ではないということが、まず、1点と。

それから、昨年、京都市で開催されましたエコな取り組み、エコな事業をしている。取り組み



をしているところ、全国で100組といいますが、100件やりまして、うちの場合は京の豆っこ米の取り組みを発表させていただきましたが、京都市は、この水の取り組みを発表されておりました。一番安心・安全で安価な飲み物は市の水道だということでした。ペットボトルを使って販売している、そうしたミネラルウォーター等と比べても遜色がないと。そしてまた、エコな取り組みとして、そのペットボトル等々の問題もあるので、京都市さんは、そのエコな取り組みで生まれてくる水の宣伝をエコな取り組みの一つとして上げておられましたけれども、そういう状況と少し、うちの場合は違うという点で、やはりそれもPR用のボトルをつくっておられたと思いますけれども、そうしたものと、決してできない理由を挙げているのではないわけで、本来の水道の目的を、まず最優先させたいということでございますので、その点、ご理解がいただきたいと思います。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） よく、町長のおっしゃることも、私ども理解をしておりますが、京都市の場合でも琵琶湖から運んで来て、これが成り立っているということですし、それから大阪市の場合も、やっぱり大阪府営水道を受けて、あるいは淀川水系を受けて、そして、成り立っている。私はあんまり言っても変わらないと思うんですが、おっしゃるように、うちが十分な水量があるとは思っておりませんが、現在の有収率を見ても、私は年々余裕が出るのではないかと、こういう観点が、一つそういったことで受けとめていただきたいと、このように思っております。

それでは、私は次の広告事業につきまして、町長から話をいただきまして、若干前進というか、こういうふうを考えておるんだというお話を承りました。しかしながら、私は、これは次の行政改革では、かなり大きな、私は課題になるのではないかなと、このように思っておりますので、ひとつそういったことで、この広告事業について、いろんな話なんですけど、できないという話をしますと、全部できないということになるんですが、どうしたらできるかという視点で、ぜひともお考えをいただきたいなと思っておりますが、広告事業について、商工会等と町長、今まで話されたとか、そういったことは全くございませんでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的に話があるのかどうかという点については、もしあれでしたら商工観光課のほうからお答えさせていただきますけれども、町もいろんな形で商工会、あるいは観光、あるいは町の、そうしたものをお知らせしていくと、先ほど申しましたように広告という形ではなく、地域の活性化のための取り組みとしての情報推進を進めていくという考え方でございますので、それらについては話を進めて、一つの考え方をまとめたものを町のほうでも持っておりますので、そうした考え方で進めていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） いずれにいたしましても、我々も願うところの一つは活性化を、どういった手段で、どういったものを素材にしながら進める。そういったことでございますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

それから、選挙管理委員会の三田委員長には大変お忙しいところ、ご苦労さんになりましてご答弁ありがとうございました。お伺いをいたしましたように、啓発活動については予算をかけずに活動を推進をしていくと、こういうお話でございました。それから改革に至る、まだ、道筋の

中で多くの改善点があると、そういったお話を承りました。大変ご苦労さんですが、一層ご奮闘をいただきたいと、このように思っております。ありがとうございました。

それでは議長、これで終わりにいたします。

議長（井田義之） これで勢旗毅議員の一般質問を終わります。

ここで昼の休憩を行います。

変則になりますけれども、午後1時20分から再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

(休憩 午前11時50分)

(再開 午後 1時20分)

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し午前に引き続き一般質問を続行します。

7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、私は事前通告に基づき、よりよい産業振興条例の制定のためにテーマにした一般質問を行います。この条例の名称は、町によってさまざまで、中小企業振興条例とか、産業振興条例とかがあり、これを名称で基本条例としている町もあります。私自身、この産業振興条例の制定問題は、以前の議会で提案してきたわけで、その後、昨年春の町議選で日本共産党の公約に掲げました。今その方向に町が取り組まれていることを大変うれしく思っています。

それでは初めに中小企業零細業者が置かれている情勢や全国の条例制定の内容などについて触れておきたいと思います。

一つ目は、中小企業零細業者の状況についてです。現在の中小企業、自営業者の状況は極めて深刻です。内需の冷え込みに加えて、単価たたきなど、大企業による不公正な取り引き、大型店の身勝手な進出、撤退、銀行の貸し渋り、貸しはがしなどによって二重、三重の苦しみを強いられています。大企業と中小企業の賃金格差は、この10年間で急激に拡大していますが、これは大企業の労働者の賃金がふえたわけではなく、中小企業の労働者の賃金が減ったために起きた現象です。今、起きているのは一時的な景気後退ではなく、日本経済全体の長期にわたる地盤沈下という、かつてない、かつて経験したことのない危機的時代であり、そのもとで日本経済の根幹である中小企業が最も悪影響を受けているわけであります。もし、このまま従来どおりの中小企業政策を継続し、その深刻な状況を放置するならば、単に中小企業の問題にとどまらず、日本経済全体、社会全体が取り返しのつかない衰退の道を歩むこととなります。

二つ目は、破綻した従来の中小企業政策についてであります。これまで経済、産業政策は大企業が成功すれば日本経済はよくなり、いずれ中小企業もよくなるというかけ声で行われてまいりました。大企業の国際競争力の強化と利益確保が最優先され、中小企業は、それを補完するものとしか位置づけられませんでした。国や自治体の予算でも振興策でも、中小企業が軽視され本腰を入れて中小企業を応援する政治は行われてこなかったといえます。それどころか単価たたきなどの不公正取り引きや、貸し渋り、貸しはがし、これらが野放しにされ、中小企業は大企業の過酷な絞り上げの対象になっています。特に、この10年間は構造改革の名のもとに国を挙げて強いものを育てよ、市場で勝ったものが残れば日本はいい経済になる。こういう風潮が強められま

した。国の一般会計に占める中小企業予算の推移は1986年度で0.63%でしたが、2010年度では0.36%と、約半分に削減されています。政権交代前の08年度では、既に0.36%となっており、いかに中小企業が軽視されてきたか明らかであります。

加えて日本共産党以外のすべての政党が賛成した1999年の中小企業基本法改悪によって、かつて建前としては存在していた大企業と中小企業の格差の是正、これも投げ捨てられ、もともと貧弱だった中小企業政策が大企業とベンチャー企業など、一部の企業だけを対象とするものに変質されてしまいました。全国の商工会への補助金の削減も、このころから始まってきた一つであります。多くの中小業者、零細業者が支援の外に置かれただけでなく、大企業の横暴は一層野放しにされ、懸命に働いている中小企業が不良債権呼ばわりされるなど、整理淘汰の対象にさえされています。

三つ目は、中小業を苦しめる経済システムについてであります。1997年から2007年までの10年間で日本を除くG7諸国はGDP、国内総生産も雇用者報酬も1.2倍から1.7倍に延ばしていますが、日本だけは雇用者報酬が5.2%減り、GDPも0.4%しかふえないなど、国民が貧しくなった国、成長がとまった状態と言われるほどであります。この状態が10年間続いたところに、皆さんご承知のアメリカ発の世界経済危機が襲いかかり、日本経済は世界でも特に深刻な打撃を受けています。その背景には非正規雇用への置きかえや中小企業いじめによって大企業が手にした利益や企業数の99%、雇用の7割を占める中小業者や、また、GDPの6割を支える家計には還元されず、日本経済全体の好循環が生み出されないという異常な経済システムの存在があります。このシステムを改革することなしに日本経済が本当の意味で世界経済危機から抜け出すことはできません。大企業と中小企業の公正な取り引きを保障するルールをつくることは、単に大企業の横暴から中小企業を守るという意味だけでなく、中小企業へのまともな還元を通じて日本経済全体の健全な成長にもつながるものだと考えます。この転換は強いては大企業の持続的な発展にとっても不可欠の課題であります。日本共産党は昨年4月、中小企業政策を明らかにし、中小企業政策の根本的な転換を求めるとともに、中小企業の活性化という一致点で幅広い協働を呼びかけています。

ここで詳細な政策を語る時間はありませんので、五つの柱を紹介しておきます。その一つは大企業と中小企業の公正な取り引きを保障するルールをつくること。二つ目、本格的な中小企業振興策を進めること。三つ目、中小企業を支援する税制、税務行政に転換すること。四つ目、中小企業憲章と中小企業振興条例を制定し、中小企業政策を総合的に見直すこと。五つ目が日本の宝、町工場を守るため、固定費補助など緊急直接支援を行うことなどあります。

四つ目は、民主党政権下での中小企業政策の状況についてであります。今、述べた共産党の政策が出された、その2カ月後の昨年6月18日、民主党政権は中小企業憲章を閣議決定しました。これは何年も前から日本共産党が国会で繰り返し提案してきたもので、中小企業同友会ははじめ民主商工会、全商連など中企業団体の運動など、粘り強い取り組みでようやく実現されたものです。中小企業予算を3割増しにと公約した民主党が政権を取りましたが、本年度の予算では史上最低水準になっていることです。しかし、今後、中小企業憲章が家族経営の小規模企業も含めた中小企業全体の重要性に着目していることは、これまでのゆがんだ中小企業政策を転換する足がかりになるものだと考えています。大事なことは中小企業憲章を単なる政治文書にとどめず、具体的

な施策や予算に反映させることなのですが、残念ながら、先ほど述べたように、本年度の予算は旧来の施策の延長にとどまり、この憲章の成果が施策に全く生かされませんでした。

五つ目に産業振興条例の内容についてであります。産業振興条例の内容としては、一つは地元中小企業、零細企業の社会的、経済的役割を明確にし、地域経済の根幹として位置づけること。二つ目、大企業、大型店などは雇用、地域経済、環境等に対する社会的責任を果たさせること。3年前の世界経済危機の際、行われたダボス会議では、企業の社会的責任が大変重要だと協議をされました。三つ目、中小企業が地域経済と農林業の振興に役割を果たすこと。四つ目、女性や障害者の雇用と人材育成の確保なども位置づけること。五つ目、循環型経済、地産地消をはじめ環境問題や地球温暖化対策など、社会的問題になっている課題も射程に入れたものにする。六つ目、零細業者の存在も明確に位置づけることなど、これらの観点を基本理念にし、具体的な計画を立て、予算措置をしていく。また、一定期間ごとに見直しを行い、補強を改正していくことが大事だと考えています。

それでは、質問に入ります。本町も行政と業者、農家によって産業振興ビジョンがつくられ、全国の町レベルでは先進的に産業振興条例制定に向け意欲的に取り組まれていることに敬意を表するものであります。産業振興条例案は産業振興会議で具体化されるものと思いますが、町行政として条例制定に向け、どういう戦略的視点で制定しようと考えているのか、次の項目などで伺いたいと思います。

第1点目の質問です。町内業者を取り巻く現在の情勢をどのようにとらえておられるのか。第2点目は、条例制定に向け町政の役割をどのように考えておられるか、どうあるべきだと考えておられるか。3点目、地元町内業者や農家をどう位置づけておられるのか。まちづくり、町政推進の上で町内業者や農家の役割をどうとらえているのか。第4点目、与謝野町の現状にふさわしい、より現実で有効な産業戦略政策をつくり上げる上で、町内業者のニーズにこたえた実態調査が必要だと思いますが、実施されたのか。また、行う予定があるのか。第5点目の質問は、商工業者だけでなく、農業、農家も含めた基本条例にすべきではないのか。第6点、大型店への民主的規制が必要だと思いますが、この点の考えもお聞かせください。7点目、雇用情勢が厳しい中で町内業者は多くの住民の雇用しており、地域住民の雇用対策をどう考えておられるのか。第8点目、循環型地域経済や環境・温暖化対策、女性や障害者の社会進出など、現在の社会課題になっていることも展望に入れ、基本条例をつくる必要があるのではないかと考えています。9点目、また、少なくない零細業者への対応戦略も強く求められていると思います。10点目、同条例の制定となると、担当職員の増員が求められると思いますが、どのように考えているか。以上の点で、第1回目の質問としたいと思います。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員のご質問、よりよい中小企業（産業）振興基本条例策定のためににお答えいたします。

1点目、町内業者を取り巻く現状の状況を、どのように考えておられるのかについてですが、機会あるごとに申し上げておりますが、与謝野町を取り巻く経済状況は大変厳しく、さらに3月に発生した東日本大震災の影響により、我が国の経済状況は一層厳しさを増し、与謝野町の地域

経済にも影響を及ぼしているというふうに認識しておりまして、先行き不透明な大変厳しい状況であるというふうに考えております。

次に、2点目、条例制定に向け町行政の役割をどのように考えておられるか、どうあるべきだと考えておられるのかでございますが、中小企業振興基本条例の制定につきましては、産業振興ビジョン策定委員会から提案されたもので、行動プログラムの中にも中小企業振興条例の制定の検討が掲げられております。また、私も2期目の取り組みたい重点課題の一つとして掲げ、産業振興会議の委員の皆さんの発想を生かし、同条例の制定を目指しております。町としての役割は条例の意義を事業者の皆さん、さらには地域住民の皆様にも十分理解していただくための取り組みを進めることが第一歩と考えております。

次に、3点目、中小零細事業者、地元町内の業者や農家を、どう位置づけておられるのか。まちづくり、行政推進の上で町内業者や農家の役割を、どのようにとらえているのかでございますが、両者とも同じ立場と考えておりまして、ともに地域貢献を進めていただく重要な立場にあるというふうに考えております。

次に、4点目、与謝野町の現状にふさわしい、より現実的で有効な産業戦略施策をつくり上げる上で、町内業者のニーズにこたえた実態調査が必要だと思っておりますが、実施されたのか、また、行う予定になっているのかでございますが、ご存じのとおり現在、産業振興ビジョンの具現化に向けて、産業振興会議で議論を重ねていただいております。現在のところ実態調査の必要性を求める意見はないというふうに聞いており、特に行うことは考えておりません。施策の構築につきましても、既に産業振興会議でご議論いただいております。今回の6月補正にも計上させていただいております産業振興事業貸付基金の創設は提案を受け、町として施策化を決定したものでございます。

次に、5点目、商工者だけでなく、農業も含めた基本条例にすべきではないかでございますが、条文の内容は、まだ、議論に至っていませんが、先ほど申し上げましたように、商工業者も農業者も同じ立場で考えるべきというふうに考えております。

次に、6点目、大型店などへの民主的規制が要ると思っておりますが、この点での考え方をお聞かせくださいでございますが、大型店や大企業の役割を明確にして位置づける必要があるというふうに考えております。民主的規制につきましては、法的な部分で別に検討するものと認識しております。

次に、7点目、雇用情勢が厳しい中でも町内業者は多くの住民を雇用しており、地域住民の雇用対策をどう考え、位置づけられようとしているのかでございますが、雇用対策は当町の重要課題と認識しており、町としてできる雇用対策を講じておりますが、今回の条例においては、当町の産業活性化は協働で取り組みがキーワードとなっておりますので、それぞれの役割分担を明確にして位置づけることが望ましいというふうに考えております。

次に、8点目、循環型地域経済や環境温暖化対策、女性や障害者の社会進出など、現代の社会的課題になっている展望も射程に入れた基本条例をつくる必要があると思っておりますが、産業振興会議のご意見もお聞きしながら検討すべきものであるというふうに考えております。

次に、9点目、また、少なくとも零細事業者への対策、戦略も強く求められていると思っておりますが、基本的には中小零細事業者も同一と考えておりますが、特に零細事業者の役割に

つきましては、慎重な検討が必要であるというふうに考えておりますので、引き続き課題とさせていただきます。

最後に10点目、同条例の制定となると所管職員の増員が求められると思いますが、どう考えておられるのかでございますが、既に制定に向けて産業振興会議の有志メンバーで策定プロジェクトチームを編成し、検討をする体制となっています。所管課も少数の職員体制であります。ともに協力し取り組むこととしており、前向きに事務を進めておりますので、増員は特に考えておりません。個別に今まで答弁をさせていただきましたが、総括して条例制定について、私の思いを述べさせていただきます。

町内の大多数の事業所は中小企業者であり、零細企業者であります。また、農業も基幹産業であり、こういった方たちに元気になっていただくことが必ずや地域経済活性化につながるものと考えております。既に制定されております先進地の中小企業振興基本条例では、基本的な構成として前文、目的、基本理念、中小企業の役割、これは責務でもありますが、また、町の役割、責務、町民の役割、責務の定義がなされており、本町におきましても同様に、それぞれの役割を明確にしたいというふうに考えており、雇用対策については行政及び中小企業の役割の中で定義されるものと思います。

それらに加えまして、産業振興ビジョンにおいて経済活力が地域内を循環する産業振興を目指し、町ぐるみで地域経済の活性化に取り組むことを目的としていますので、与謝野町らしさという観点から基本理念の中に協働をキーワードとして地産地消、地域内循環、地域内連携の考え方を盛り込みたいというふうに考えております。

社会的課題をどう盛り込むべきかについては、本町の現状を踏まえた上で十分に検討していかなければならないというふうに考えており、地域課題のとらえ方が与謝野町ならではの、そうした条例のキーポイントになるものというふうに認識しております。また、小規模事業者、農家も含めた条例とすべきとのことですが、産業振興会議委員の中には、それらの分野の委員もご参加いただいておりますので、その方たちのアイデアが盛り込まれることを期待しております。

以上、最後に私の思いも込めて答弁させていただきました。委員の皆様も町の活性化を期して取り組んでいただいておりますので、議員におかれましても、何とぞご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます、伊藤議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ご答弁いただいたわけですが、率直に申し上げまして、担当課と十分協議した上での答弁書といいますか、答弁だったのではないかとというふうに思いますけれども、いささか、その点で非常に私自身は満足できない側面が見られるように思いました。というのは、時間がたくさんありませんので、あれですが、ずっと答弁を聞いてまして、ほとんどが、最後に町長が私見といいますか、私が条例に対する思いということでおっしゃっているのか唯一あるぐらいで、あとは産業振興会議の中での決定待ちということで、ほとんど行政の主体性が見られない。私は改めて、これをお伺いしたいと思っているのですが、今回の産業振興条例、もしくは中小企業振興条例というものを、町長や課長は、どのように位置づけているのかということは、私、疑っているんです、今の答弁で。その点でどういうふうな役割を持たそうとしているのか、この条例制定をというあたりをお答え願えたらと思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） まず、一番大事にしたいと思いますことは、この中小企業振興基本条例そのものは行政が作文をしまして、これでいきますよということになれば、条例そのものは、すぐつくろうと思えばつくれるわけですがけれども、そうであってはならないというふうに思いますし、もともとやはり、これは中小企業家の皆さんたちが、こうしたものを市内の我々も、町とともに協働してやっていく、そういう一つの考え方を条例化して、そして町民の皆さんと一緒に協働してやっていきたいんだと、自分たちの思いだけが突っ走ってもだめだし、行政の思いだけが突っ走ってもだめだしというようなところも含めて、ちょうど産業振興ビジョンを立ち上げました中で、産業振興会議という、こういった形を設けて議論をいただくという形をとったわけでございます。

その委員につきましても、今まででしたら商工会の代表から、あるいは農家の代表から、また、そうしたところからご推薦いただいた方たちでできた産業振興会議の作り方は、そうしたものであったかと思えますけれども、今回の場合は、非常に特徴的なことは、そうした与謝野町商工会からの各企業部会、あるいは商業部会、あるいは工業部会、いろいろなところからのご推薦もございますけれども、それだけではなしに、この前段にありました与謝野町雇用創造協議会の運営委員さんの中からも出ていただいたり、あるいは一般公募で結構、農業、農家の方、商工の方、全くそうではないまちづくりの、そういう関連をしていらっしゃる方たちが一般公募で手を挙げて、この振興会議にご参加いただいております。これは今までになかった形ではないかというふうに思っておりますし、それらにつきましても町の思いは、やはりそれだけが前に行くということがあってはならないでしょうし、はっきり申し上げて一体どういう形のものになるのか、我々もわからないということで第三者の岡田先生なんかにおブザーバーとして入っていただいて、いろんな他のところの状況を聞かせていただいたり、また、町民の方たちへの啓発も含めて講演をしていただいたものを町民の方にも見ていただいたりという形で、非常にオープンな形で、この会議を進めさせていただいているというのが、今までとは違った取り組み方だというふうに思っております。

ですから、非常に、ある程度、時間がかかるかとは思いますが、先ほども申し上げましたように与謝野町ならではの、あるいは、与謝野町らしさという、同じ中小企業といえども中に入る部類よりも小に入る企業のほうが多い。その小の中でも零細企業といわれる、家族でやっておられるような、そうした小さい、本当の零細企業の多い、この町の特色からいきますと、大きな市の条例をそのまま、まねをするという形ではなしに、やはりこの与謝野町に合った形の、そうした条例をつくるべきだと思いますし、それぞれの役割を明確にして、そのことをやはり町民の皆さんにお知らせをする中で、みんなで、この町の活性化を図っていくんだという、そうした取り組みの段階から、皆さんにかかわっていただく形でしていきたいというふうに思っております。

特に、この条例の中では第一次産業、第二次産業、そして、第三次産業、それらが非常にうまく会議の中にはメンバーとして入っていただいておりますし、若い方も、あるいは女性の方も、ましてや福祉関連の方も入っていただいておりますので、私自身は、町の姿が見えないことのほうがよりいい条例ができるのではないかと考えております。それをまとめ上げていく段階で、あ

るいは、その方向をどうしていくのかという、考える中では、当然、行政も一緒に入って行政のできることを、やはり提案していくという、そういった姿勢は必要かと思えますけれども、みんなできつくり上げていくような、そうした条例にさせていただきたいなという思いを一つの、この形にあらわした条例となるようなものを目指したいというふうに思っております。

この中小企業の皆さんこそが、この地域の経済発展の担い手であるわけですので、そうした位置づけがきちんとされ、その方たちとの協働によってまちづくりを進めていく、そうした考え方のもとに、この条例が作成されればいいなというふうに考えております。以上でございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） なかなか前に、僕、質問を用意していることにはいかないのですが、今の答弁でも、僕は納得はできないんです。町長が言っているのは、どういう状況で、今こういう進め方、みんな決めていかなあかん。岡田先生も入ってもらったり、零細業者や女性や、いろんな分野の障害者や、そういう分野の人も入ってもらっているという話はいいんです。問題は町の、いわゆる商工政策といいますか、産業政策として、この条例がどういう意味を持つのかと、何を果たさせようとしているのかということが見えてこないんです。今の答弁の中では、一生懸命みんなで知恵を出してというのはいいですよ。それは否定するものではありません。今、町長が答弁したのは、基本的に私も、そうだと思います。問題は、そこの向かうべき目標が、私ははっきりしていないのではないかと。みんなできればいいものができる。そんなことでは行政の主体性はないですよ。この点は課長でも結構ですから、答弁させるようにしてください。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） やはり効果的な施策を打っていくためには、いろんな会議の中で出ます案、いろんな提案について、やはりそれを具現化していく方法をともに考えていくということが必要だというふうに思いますし、この町の、そうした中小企業の方たちの振興をしていくということが地域経済の活性化につながるものだというふうに思っておりますので、それらを明確にするための、これは条例ですし、そうした地域の、その中で生まれてくる施策というのは、先ほども申し上げましたように、一つ、この議会でもご提案をいただいたことで、町として、この地域の活性化に、あるいは経済の活性化につながるものであるというものについては、ここを待たずしていいと思うことについては、やはりどんどんと進めていく必要があると思います。そういう意味では、この町の産業、いろんな形がありますけれども、それを今以上に活性化させるため、あるいは今、疲弊している状況を一つでも次のステップへ進んでいただけるための、そうした手だてを考えていく施策を打っていく。それにはいろんな方法があるでしょうし、この与謝野町ならではの考えられることもあるでしょうし、そうしたものを、望んでおられるものを町として具現化していく施策を今後、組み立てていくという形をとりたいというふうに思っております。目指すべきは当然、この地域の活性化、それも経済的な活性化を目指していくというところに当然、産業振興を進めていくという目的があるわけですから、その手法はいろいろとあろうかと思っておりますので、それを効果的にできる方法を、皆さんの意見を聞く中で進めていくということでございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） なかなか今、町長の言っていることも間違いではないのですが、私が求め



ている中身では、なかなかなくて、やはりこの条例は、目指す条例というのは、私は今、非常に大変な現状を取り巻く中小業者の現状についても町長から答弁があったように、深刻な事態ですよ。その中で、これがどういう役割を果たすんだということは、そういう意味でも、もっと探求が、私は要ると思いますね。

私、例えば、そのことについて説明をたくさんするつもりはないんですけども、例えばヨーロッパなんかであれば、EUの小企業憲章というのができてまして、ここではもう基本がやっぱり違うんですね、我々の発想と。EUでは、いわゆるその国の経済の背骨だと位置づけているんです。背骨です。もう課長らは全部読んで、頭の中に入っているんだろうと思うんですけども。そういう基本理念をはっきりさせた上で、中小業者が福祉や教育、もう全産業にわたって、その役割が規定されているんです。ここは出発からして全然違うんですね。もちろんだろうかというのは、先ほども話がありましたが、集団が寄ってという話がありました。寄って何を指すかというのは、もっともって知恵と工夫と指導性が要りますよ。ここがないから、私は遅々としているのではないかとさえ思います。今の答弁を聞いていて。これは、これぐらいにしておきます。ぜひ、そこはやってほしいと思います。

それから、僕はヨーロッパだけじゃなくて、僕は今、数を忘れましたけれども、先進地の自治体は50、60と、今なっているんでしょう。自治体自身はね。だから、その中の教訓をずっと拾ったってわかりますよ。こんなことができるんだと、こんなことができると、こんなことをもっと、この町では使えるとか、こういうことをもっともっと具体的な戦略の中に埋め込んでほしいなというふうに思います。

私、かいつまんだ形で一般質問をしたので、詳細には述べていませんけれども、大事な視点は、そこにあるのではないかと、まず、出発としてというふうに思っています。私、一つだけ、私の体験を話しておきますと、私、丹後に住みついてから35年になります。来たときに非常に感動的な出来事の一つが丹後機業に出会えたことです。それはあの機を織ってでき上がった織物というのは、僕は芸術品だと、これは、ひどいところで機を織っておんなったですけど。すごいもんだというふうに思ったんですかね。私は、この誇り、地場産業と言われた、この織物業が、その誇りを業者自身が忘れたらいかんと、これが私の教訓でした。だから、そういう誇りの持てるような事業を展開、広げていくということは非常に大事なんではないかというふうに思うんですね。だから、そういう点で、私は、先ほどはちょっと述べませんけれども、業者というのは経済の、日本でいえば根幹だと、ヨーロッパでは背骨という言い方をしましたけれども、地域経済の、まさに主役なんですよ。だから、そういう位置づけをはっきりした上で具体化、取り組みを進めてほしいと思います。

1点目に、時間がたくさんありませんのであれですが、深刻な事態の中で町長が先行きが不透明だというような言い方をされたと思います。私は業者は展望が持てないんです。だからこそ、希望が要るんだと思うんですね、今の時期は。だから、そういう角度から条例制定の運動にロマンを持って、多くの業者を、大多数の業者を引き込むようなことが要ると。それは今、町長の答弁では実態調査についてはできない。やる考えはないというような答弁があったように聞こえました。

私はみんなの声を聞いてこそ、ここに新しい可能性が生まれるんだと、実態調査というのは、

そういう役割を持たさなあかんというふうに思うんです。みんなの力を集中させるんだと、同時に町としての主体性ですね、どういうふうにしようと、我々は思っておると、みんなの知恵をかせてくれと、この接近をさせる場が実態調査ではないかと思っているんです。いかがですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 実態調査はしていないということでございます。ただ、先ほど申しあげましたメンバーにつきましても、それぞれ商工会から推薦していただきましたけれども、商工会の中でも、こうした産業振興ビジョンを策定するためのいろんな意見を徴収する、それぞれの部会で検討されておりまして、それらをもって、この条例策定のための産業振興ビジョンの、そうした会議に出てきていただいております。ですから、全くそうした声を聞くことなしにということではなしに、それらを生かされて今後の中で、そのためには、やはり中小企業振興条例をつくるべきだという声が上がリ、それに向かって町も一緒に努力をさせていただいているということでございます。ですから、策定のための、もとのおっしゃる、その理念だとか、そうしたものをお互いに共通のきちんとした約束事といいますか、目指すべき先をきちんとみんなで確認してつくっていくと、進めていくという、そのために今、努力をさせていただいているというふうに私自身は理解しておりますし、そのアンケートをとってするのがいいのか、毎年やっています、そのほかでの町のやっております調査の中からでも、今の現状というのが見えてきておりますので、そうした情報をやはり提供するという形で進めていくことができるのではないかとというふうに、私自身は考えております。補完すべき中身がありましたら商工観光課長より申し上げます。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 私のほうからも一言だけ答弁をさせていただくということでお許し願いたいと思いますけれども、この基本条例の制定につきましても、私の思いとしましては、町長のほうがすべて述べていただきましたけれども、この条例を制定することによって町がどう変わっていくんだということが大きなポイントになるんじゃないかなというふうに私は思っています。その一つの手段としての、このいろんなプロセスは、いろいろとあると思うんですけれども、そこを町としまして、町長としまして、私たちの思いとしまして、今、町長が述べていただきました形の中で形成をしていくんだという気持ちで、全く他人任せでということではなくて、行政もともにやっていくだということは必ず、後づけになっていますけれども、つけて回答をさせていただいております。

それから、るる細かいご質問の中にあります調査等につきましても、一々、町長、細かい答弁はさせていただいておりませんが、それぞれの分野で、ことしの春には商工会が単独で町の思いも聞いていただきながら、事業所実態調査も行っております。その中ではきょうまでの町の施策等々についての有効性とか、いろんな部分での思いとか、それから、今、企業が抱えておられる問題、それから、今後どういう形で取り組むべきかというような設問に対してもお答えをいただいておりますし、そういうのを資料としまして産業振興会議の中で、いろんな角度から意見を出しながら共通の問題、課題を抽出しながら、そこをどうクリアしていくかというようなことで町としては、その施策を打っていくというような形も整いつつありますので、いわゆる大きな協議会として今後、この会議は2年ごとの任期を満了する形になりますけれども、その思いはずっと続けていきながら、このビジョンの120何項目のすべてはなかなか構築できませんけれど

も、できるるところからやっていきながら、長い目で見たまちづくりの中の産業活性化を図っていくという思いで取り組んでおりますので、いろんな角度からご意見をいただきながら、前向きにやっていきたいというふうに思っておりますので、ご支援いただきたいと思いますし、こういうような、特に中小企業振興条例について、本当に消費者も含めてどんなもんだということがわかりにくいというふうに思いますが、このような質問を受けながら、皆さんに構築できるということにつきましては、非常にありがたいなというふうに思っています。以上です。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） こだわってもう1回、その点を言うと、今、深刻な不況で町長が先行きが見えないという話が答弁の中にもありましたけれども、業者は深刻な事態に、そういう、見えないんです。闇の中にいるんです。だから、町は何もしてくれないとか、何をやっているんだと、こういう声さえ出ているんですよ。そうでしょう。だから、そのことにこたえるのは、今言ったように実態調査ではないかと、短絡的な言い方、ストレートに言うけれども、それが一つのいい、僕はチャンスだと、しかも新しい、今、大きなスタンスで位置づけをして、この条例をつくろうという運動をするわけですから、その機会としては非常に絶好ではないかというふうに思っているんです。これほどにしておきます。

次の質問に移りたいと思います。私、もう1点、私の思いといいますのは、先ほど言いましたように50か60か、数を詳細にしていませんが、先進地の条例をつくった町、町というよりも、ほとんど市ですね。ありますが、私はその中で感じるの、やっぱり組織性ですね、英知を集めた組織性といいますか。みんなが寄ることで、その中で知恵がずっとつくられてきているんですね。協議の中で。そういうことが非常に、抽象的な言い方であれですけども、ノウハウや技術ですね。それから情報も含めて、そういうことが共有されて、また、勉強もすると、研修にも行くと、このことをやっぱり進める中で、どんどんやっぱり業者自身が変化していくんです。これは共通しているんです。ですから、そういうことをもっと鮮明にしながら、私は取り組んでいただきたいというふうに思っています。言う予定でしたけれども、それは全部省きます。

次に、3点目の質問なんですけれども、いわゆる業者の位置づけ問題がありましたので、これは基本的に町長がおっしゃっている点だと思うんですが、私が非常に注目しているのは、総合計画の中でも、また、この間の論議の中でもあれでしたが、消防団を業者が、団員を抱えていたり、地域のいろんなイベントやスポーツ大会などの景品を出したり、いろんな地域コミュニティの貢献は非常に大きいものがあります。ここは非常に大事にしなければいけないし、そのことがまちづくりの上で、これは大きな意味ですが、非常に大きな貢献をしているんだという認識を、ぜひ持っていただきたいというふうに思っています。

それから、もう一つは実態調査の件は、先ほど言いましたので省略します。それから、あとは女性や障害者の社会進出の問題ですね、これは当然、ちょっとさきに言いましたが、ヨーロッパの中でも、中小企業政策は何といてもヨーロッパは断トツに進んでいます。その工夫は。だから、そこのところがやっぱり大いに教訓化して、それを生かすようにしていただきたいというふうに思っています。ですから、これも重要な柱にして取り組んでいただきたいという思いがあります。

それから、あと零細業者対策の問題ですが、あえて今、あとの答弁の中で町長が非常に重視し

なければならないというニュアンスで答弁をされたので、もう一度、一つの例を出して言っておきますが、前にも質問をして、そのことについては、なかば、いい方法だとか、是認をしていただいたのではないかと思っているんですが、いわゆる小規模工事登録事業の問題ですね。これは、この今、取り組もうとしている条例制定の中に、そういうことを制度化として入れる必要があるのではないかというように思っています。これは特に仕事がない零細業者にとっては希望になると。明るい兆しになるだろうというふうに思いますので、この点をまず、町長に答弁を願いたいというふうに思っています。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ただいま出ました中身につきましては、できるだけ早い取り組みをとという中で、やはり中小企業、あるいは業者の方たちを少しでも雇用の面、あるいは、この地域の活性化のためにということで、その中でもきちんとした位置づけというよりも、今すぐ取り組むことのできる中身を提案させていただいた、その中の一つが、今おっしゃった小規模工事の、そうした貸し付けということになるかと思えますけれども、それらも含めて当然、この振興条例の中で位置づけられてくるものだというふうに思いますし、いろいろと細やかな手だてというものは具体的な行動計画の中で進められるべきだと思います。

中小企業条例そのものは、やはりそうしたものの、先ほど言いましたけれども、理念だとか、そうした考え方をきちんとみんなに示して、同じ共通の土俵の上で進めていくという、そうしたものであろうかというふうに思います。

それから、ヨーロッパの取り組みの件、おっしゃいましたけれども、いろいろと今後につきましては、産業振興会議の中でも、また、論議されることだろうというふうに思いますし、それらのプログラム等に生かされるような取り組みができるように指示したいというふうに思います。以上で終わります。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ前向きにお願いしたいと思っています。

それからあと、職員配置の問題で、あえて質問項目にいれたんですけれども、もちろん今、財政的に大変だからということで、これが非常に大きなベースになっていますので、なんちゅうことを言うんだというふうに理事者の皆さんからするとあると思うんですけれども、先進地を見ていますと、やっぱりどんどんいい仕事をするわけですよ、職員が。だから、その中では人的配置をほんまに、そういういい部門については、どんどんやっていくということをしないと、本当にいい中小企業政策というのは執行できないんじゃないかという不安から質問をしました。

ぜひ、これはこういうことがあるということ念頭に入れながら取り組んでいただきたいと思っています。

それから、あと2点ほどあるんですけれども、先ほどの質問との関連もあるんですけれども、いわゆる町の、町役場の官公需の発注についてです。ぜひ地元の町内業者に官公需の発注を、基本的に全面的な事業促進を進めるような構えでやっていただきたいというふうに思うんですが、この点での考え方があれば聞かせてほしいなというふうに思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 人員配置の件につきましては、構造的に見直しをかけなければ何とも仕方がない、

そうした中で、今回、庁舎の問題等の中で、それを申し上げているわけですが、午前中にやりました防災や、そうしたことにつきましても担当は、わずかな人数でやっております。その一人がいろんな消防団、あるいは消防の件、そして、防災の件、一人が中心になってやっているような、そういう状況の中で、もう本当に原課の課が人数の少ない中で頑張ってくれております。これは別に商工観光だけではない。やはり抜本的に、そうした組織の見直しもしなければ、とても今の人数でまいきれるものではないというふうに考えておりますので、そうした問題も含めて今後、人員の配置ということは考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、官公事業の発注につきまして、今もそういう考え方で町内業者をしております。ただ、技術的に、あるいは無理な場合に限って他の町外のところの、また、全然そうした、特にコンサル業務につきましては、町内ではなかなかできないことが多いですから、町外からの人にお世話になるということをしてしておりますけれども、できるだけ町内の業者の方に仕事が行き渡るようにランクづけをし、そして、分離発注できるような形をとり、それぞれ工夫をしながら一本でも多く町内業者の方にとっていただくような工夫をしているということでございますので、その点はつけ加えて、答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 最後になると思います。もう時間もありませんので、最後にですが、私、住宅改修、新築改修助成制度が進められて、今年度で最後ということですが、一たんは、2年経過したわけで、私もまだ、この事業について分析が、自分自身も、まだ十分できていないんですけれども、話によると答弁の中でも出ていましたようですが、全面的な分析が、まだまだ、されていないということなんですけれども、現時点、かなりいろんな、担当課のほうからの連絡や、いろいろとあると思うんですが、教訓的な事象が幾つか見えるんじゃないかというふうに思っているんですね。

私は、今度の条例をつくる上でも、ここは非常に大きな教訓があるということを感じているんですが、町長はどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 地元の、この与謝野町の中で仕事生まれ、そして消費が生まれ、そして、また、住民の方たちにとってもプラスであったという、そうした現実が現に出てきておりますので、そうした意味では非常に、よかったのではないかとこのふうには思っております。まだ、それについて、先ほども議員が言われましたように、具体的な評価については言及は、そこまで、まだ言及はいたしておりません。ただ、このことによって相当な金額が町の一般会計からの持ち出しになっているということも事実ですので、費用対効果については、もう少しきちんとシビアに判断せざるを得ないのではないかとこのふうには思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、答弁をいただいて感じたんですが、今、大変重要な条例をつくらうと言っているわけですから、当然、そのことは教訓を生かすという意味からも実態調査ですね。分析、住宅改修のほうの制度自身の分析調査についても、もっと早くから取り組んで、こうした条例づくりにも生かしていくということが非常に大事ではないかというふうに思っておりますので、それをお願いするということと。

最後をお願いをもう1点しておきます。先進地の、この条例ですよ、話は条例に戻りますけれども。条例については、やはり非常に教訓がたくさんあって、それは非常になるほどと思えるような、私も、この間、勉強をさせていただいて、たくさんありました。この到達をしっかりと生かして条例制定に取り組んでいただきたいというふうに思います。冒頭に私自身、まだまだ、私自身も勉強できておりませんが、条例は、どういう条例になるのかという中身については、もう少し、私も勉強して、また、機会があれば取り上げてやっていきたいと思っています。それでは、質問を終わります。

議 長（井田義之） これで伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

ここで2時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時20分）

（再開 午後 2時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

次に、5番、塩見晋議員の一般質問を許します。

5番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、議長の許可をいただきまして一般質問をさせていただきます。今回は行政評価と再生可能エネルギーで発電の2点について質問をいたします。

最初に行政の評価についてを質問いたします。行政は事業を実施しただけで満足する傾向にあるように思われます。自己満足を脱し、住民の満足度を高めるためには庁舎内部だけでなく、第三者による評価が必要であると私は思います。行政評価の目的は大きく分けると住民サービスの向上と財政健全化の二つがあります。一つ目の住民サービスを向上させるためには、何が必要か、その要件を考えてみますと、行政機関が住民に対して提供するサービスを住民の要求に合致させる必要があります。企業では提供する商品やサービスを顧客の要望にマッチさせたり、また、潜在的なニーズを掘り起こすように日々の業務でいろんな活動を行っています。行政でも住民のニーズにマッチした行政サービスを提供する必要があり、真に有効な事業を実施しなければなりません。また、逆に現在、行っている事業のうち住民の満足度が低いと評価される事業はやめていかなければなりません。

二つ目に、同じ事業を行うにも、なるべくコストを低くしなければなりません。すなわち効率性の追求です。効率性とは事業や経済活動で得られる成果が同じならば、なるべく低コストで提供するというものです。行政でも必要なコストを低く抑えれば納税者である住民の負担は軽くなり、満足度も大きくなります。企業でも、どんなによいサービスを提供しても、その価格が高ければ市場での競争力を失います。そこで製造原価や管理費を低く抑える努力をすることにより、なるべく価格を安くする努力をしております。行政の場合は、一部のサービス受益者からによる負担金を除けば、基本的にサービスは無償提供ですが、もとを正せば、その対価は住民からの税負担で賄っているため、そのコストを押さえることは同じように要求されると思います。

民間企業が製品の品質向上や経費削減などに広く用いられる方法にPDCAサイクルという手法があります。PDCAサイクルとは、計画を実行し評価をして改善に結びつけ、その結果を次の計画に生かすプロセスのことです。具体的には「P」プランで、計画で何をどのように進めていくかを決定します。次の「DO」実行で、計画に従って実行します。「C」チェック、評価で、

計画の達成度合いを評価し、成功要因や失敗要因を分析します。「A」アクト、改善で、計画を継続するか、内容を変更するかについて決定をします。

PDC Aサイクルの考え方は、一つのプロジェクトについて計画から改善までのプロセスを継続することによって、よりよい成果を上げることが期待できるということです。

近年、政府や地方自治体において行政評価を導入する動きが多く、この行政評価はPDC Aサイクルを念頭に置いて導入することで高い効果を得られると言われています。このPDC Aサイクルの中で、私が注目したいのは評価であります。与謝野町にはたくさんの評価があります。基本となる総合計画のほかにも、ホームページから拾い上げてみるだけでも地球温暖化対策実行計画など、18の計画やビジョンがあります。このほかにも、まだ、たくさんの計画があるように、それぞれの計画に沿って事業がなされています。

私は、町の行う政策や施策、事業等の行政活動について、その必要性や効率性、成果などについて評価を行い、公表することが重要であると考えます。そこで総合計画の、ともに目指す与謝野町ベンチマークを例にしてみますと、この中には住民と行政の協働の取り組みによって目標の達成を目指すとして、目標や指標を立て総合計画の進行管理の一貫として定期的に点検、評価をし、その結果を公表するとともに今後のまちづくりの施策の推進に役立てていきますとしています。

そして、第1章、安心と生きがいのある福祉のまちづくりで9項目。第2章、伝統を生かし未来にチャレンジする産業づくりで18項目。第3章、自然と安全を守るまちづくりの基盤づくりで7項目。第4章、快適で安らぎのある生活環境づくりで10項目。第5章、明日の人材を育てる教育文化のまちづくりで9項目。最後の第6章、協働で進めるまちづくりで9項目と、合わせて52項目にベンチマークをつけています。

そして、年に一度、総合計画審議会を開き、行動の評価としてベンチマークの達成度を公表しています。計画前半の24年度の目標数値に対して、実績の数値と達成率が示され、20年度は3段階の評価になっています。また、21年度は達成度が顔マークであらわされ、4段階で評価と達成状況の要因分析が記してあります。ベンチマークで目標の数値が示してあるので、それを達成すれば十分にできたと言えるのかもしれませんが、数値は達成していても内容的には問題がある場合もあると思われれます。その反対の事象と思われれます。

計画の評価は、行政内部だけで行うのではなく、審議会の中でも数値を示し、委員の意見を聞きながら評価をしていくことが必要ではなかろうかと思えます。行政の内部と委員会の事業評価が違うということになるのは当然であり、それが健全な評価のあり方であると考えます。

総合計画以外の計画でも、それぞれの計画に沿った評価を出し、反映させて、よりよい政策、施策、事業にしていくことは必要ではないのでしょうか。計画をして実行することで終わりにするのではなく、その政策、事業の評価をして、評価を公表するというサイクルをつくり上げていくことが重要であると思えます。すべての事業が評価の対象にできるとは思いませんが、対象の事業を選び、進めていくことができるのではないのでしょうか。

今、行政の第三者による評価を実施することは時代の要請とも言えると思えますが、町長はいかがと思われれますか。ご所見をお尋ねします。

次に、再生可能エネルギーを使った発電について、質問をいたします。このたびの東日本大震

災の被害による福島原子力発電所の惨状は原発の安全神話が崩れ去り、原発が一番低いコストで発電ができると言われていましたが、それも怪しくなりました。今では目に見えない健康被害を受ける状態になってしまいました。

さて、地震と津波による原子力発電所の事故で、今、全国の原発の定期検査が済んでも、地域の理解が得られず次々と停止しています。全国の原発54基のうち35基が停止している状態にあるとも報道されていて、ことしの夏は電力不足を来たし節電を余儀なくされる状況になってきています。

菅総理大臣は、先ほどパリ市内の経済協力開発機構の設立50周年記念行事の演説で、今後のエネルギー政策に関連して太陽電池の発電コストを2020年までに現在の3分の1、2030年までに6分の1に引き下げる目標を示した上で、1,000万戸の住宅の屋根への太陽光パネルの設置を目指す考えを表明しました。政府は電力不足を補うために自然エネルギーを使った発電をふやしていく方針を打ち出しています。二酸化炭素など、温暖化ガスの排出を伴わない発電が今、求められています。与謝野町地球温暖化対策実行計画は、平成21年3月に制定されました。この計画のCO<sub>2</sub>の削減の目標値は5%で、19年度を基準として21年度から25年度までの5年間を、この計画の期間とし、その間に行政施設などの二酸化炭素の排出量を削減するとするものです。住民環境課の資料によれば21年度排出量は19年度比98.25%となっています。

今後は簡易水道の整備などで消費電力は伸びていく見通しであると聞いていますので、このままでは計画どおりの削減が危ぶまれます。この地球温暖化対策実行計画によりますと、計画対象施設のエネルギー使用料の76.1%が電力で、その使用量は平成19年度で784万4,000kWhを消費しています。今後は消費するだけでなく、地域で発電をしてエネルギーの地産地消を考えていかなければならないと思います。自治体で発電することによって電力の購入量を減らせれば、CO<sub>2</sub>の削減も可能になるのではないのでしょうか。

そこで我が町でできる再生可能エネルギーを利用する発電方法を、私なりに検討をしてみました。再生エネルギーには、いろいろなものがあり、用語の定義は統一されていませんが、広い意味では自然現象に由来し、極めて長期間にわたり枯渇しないエネルギー源を指します。日本の法令上は再生エネルギー源について永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源とする例と、もう一つ政令で定めたものは太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中や自然界に存在する熱、バイオマスと定義されております。自然再生可能エネルギーの利用の形態は光、明かりとして使う。熱、室温、太陽熱温水器、温泉、地熱などでも利用できます。また、燃料としてまき、炭、バイオガス、バイオディーゼルなども利用します。動力として水車、風車、帆船なども利用します。また、発電として太陽光、太陽熱、風力、水力、潮力などがあり、多岐にわたっております。再生可能エネルギーの特徴としてプラス面は、枯渇しないために半永久的な利用が可能、二酸化炭素等の温暖化ガスの排出量が少ないものが多い。エネルギーを利用する近くで調達できる。放射性廃棄物を出さない。小規模設備ほど工期が短く、移設、廃棄、リサイクルなどが容易である。多くを設置すれば、災害などで一部が使用不能になっても影響が小さく、全体的な信頼性が高くなる。化石燃料にかわる新たなエネルギー産業になる。また、再生エネルギーのマイナスの面は時間帯による出力変動や化石燃料に比べ、現時点では高価になる。また、バイオ



燃料による木材や穀物、果実の高騰が起きるなどが上げられます。自然エネルギーで今、注目を集めているのは太陽光発電、風力発電、バイオマス発電などです。それぞれの発電方法は長所と短所があります。太陽光発電は発電が不安定であり、天候や時間帯により必要な電力が得られない。不安定な発電への対策と高いコストの低減が必要になってくると思います。風力発電は、これも発電が不安定であり、風の状況のよい場所が求められるために立地場所が限られています。不安定な発電への対策と騒音、景観などへの対策が必要になります。バイオマス発電は有機資源でクリーンなエネルギーではありますが、エネルギーレベルが低く、供給に季節性がある。また、食料と競合する。森林等の過剰伐採により生態系の破壊につながるなどが上げられます。このようなことをいろいろと考えると、水力発電が、この地域には一番向いているように思います。水源としては河川や農業用水路、貯水池、水道の配水など、ある程度の水量と高低差があれば発電が可能です。町内でも調査をしていけば、必ず適地が見つかるのではないのでしょうか。

小水力発電の中でも特に100キロワット以下のマイクロ水力が一番適していると思います。調査研究をしてみたいかと思いますが。

与謝野町の将来像は「水・緑・空 笑顔かがやくふれあいのまち」です。一番最初に水があるのも偶然でしょうか。水を有効に使えという暗示のように私は思えるのですが、町長の所見をお聞かせいただきたいと思います。これで、最初の質問は終わりいたします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 塩見議員、ご質問の一番目、PDCAサイクルを行政評価に活用すること。また、第三者による評価が必要ではないかにつきまして、お答えいたします。

行政評価といいましても、定義にあいまいなどころがございます。一般的には行政活動の結果を評価することにより、次の計画、実施改善につなげるプラン、計画、DO、実施、チェック、評価、アクション、改善、また、プラン、DOというふうなサイクルを行政運営の中に確立し、このことによって、行政活動をより効果的、あるいは効率的なものにしていくことを目指すものであるというふうに認識しております。

この行政評価システムを導入することにより住民の満足度を重視した施策、事業の展開、あるいは住民への説明責任の実行、職員の意識改革等が推進されるものと考えております。

行政評価につきましては、評価手法、評価する区分、だれが評価するか等について、自治体ごとにさまざまなやり方があるようでございます。また、本来の目的を果たせないまま形骸化し、単なる書類作成作業と化した実態もあるとの調査結果が示された報告書もあるようでございます。

さて、本町では、どのような取り組み状況かということでございますが、平成20年度に策定しました第一次与謝野町総合計画におきまして、効率的な行政運営ということで、マネジメントサイクルによる進行管理の充実をしております。これを受け総合計画の進行管理を行う目的で、ともに目指す与謝野ベンチマークにより計画の達成状況を確認、検証し、総合計画審議会におきまして毎年、ご意見を伺っているところでございます。しかし、このベンチマークは計画策定当初に作成した、先ほど52でしたか、町のほうでは63指標の達成状況の確認をしておるわけですけれども、実施した事業そのものを、しかし、評価するものではございません。また、PDCAサイクルのC、チェックした後、次のアクション、さらに次のプランへとつながるシステ

ムとしては不完全であることから、2月に開催しました総合計画審議会におきまして改善を提案し、ご承認をいただきました。その内容は、これまでのベンチマークに加え、総合計画の施策ごとの評価をすることとし、また、評価する時期につきましても審議会を、決算後、速やかに行うことで、審議会の評価、ご意見を次年度の予算編成に生かすというものでございます。今、まさに決算直後で、職員によりまして、その作業を行っているところでございます。しかし、本町のような取り組み手法が最適で、完成形であるとは全く考えておらず、今後ともご意見をお聞きしながら改良を加え、よりよい評価システム、住民満足度の向上に結びつけを進めてまいりたいというふうに考えております。なお、第三者による評価もしてはどうかとのご提案もございましたが、一応、現状でも総合計画審議会で諮っている状況であり、さらに町ホームページでも公表し、住民の皆さんにもご確認いただける状況としておりますので、当面は今のやり方で進めたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、ご質問の2番目、再生可能エネルギーを使って発電をについてお答えいたします。ご指摘のように今回の東日本大震災では、大津波の恐ろしさをまざまざと知らされる形となり、原発の安全神話はもとより、我が国のエネルギー政策を根底から覆す大災害であったというふうに思っております。これを受けまして、当町の再生可能エネルギーとして小水力発電所のご提案をいただいたところでございます。当町では二級河川野田川をはじめ多くの河川があり、町の将来像であります先ほど言われました水・緑・空の第一に掲げた豊かな水、それに四季折々の自然に恵まれた土地柄を十分に生かす視点での、今回のご提案と受けとめているところでございます。また、この発電方法は設置する川の水量や落差にもよりますが、昼夜、年間を通じて安定した発電が可能で、エネルギー効率も高く経済的であり、農林水産省等の補助制度も充実しており、この水力発電にも活用できるというふうに聞いております。

ただ、一番の課題は何と申しましても既存のダムや取水堰、滝などを利用できないと新設することとなり、土木工事などの建設コストがかさみ、費用対効果が生まれにくいという点ではなからうかというふうに考えております。いずれにいたしましても、今回の東日本大震災を経て国のエネルギー政策の大転換が図られる中で、現在の買電価格も1kWh当たり8円でありましたものが、今後、近い将来には15円から20円に値上がりが見込まれるなど、再生可能エネルギーを取り巻く環境は大きな転換期にあるというふうに思っておりますし、その動向も踏まえながら考えていく必要があるというふうに考えております。ご答弁になったかどうかわかりませんが、以上で塩見議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） どうもありがとうございました。それでは、まず最初の行政評価について、さらに質問を続けたいと思います。先ほども言いましたが、与謝野町には非常にたくさんの計画があります。僕は何ぼあるかわからんですけども、町長が幾つあるかということはご存じだろうと思うんですが、その中で実際に、形の上で評価を出しているというのは総合計画だけではなくかなというふうに思っているわけですが、その総合計画を見せていただきますと、先ほども言いましたが、20年度は三段階の評価です。それから、21年度は四段階の評価になっているわけで、最初から、どういう形で評価をするのかということがきちんと決められていなかったのかなという思うわけで、ただ、数値が初めにあらわしてありますので、それさえクリアすればいい

んだという考えに立てば、三段階であろうと五段階であろうといいわけですが、途中で評価の仕方が変わるといのは、最初からの考え方がちょっと甘かったというのか、きちんとできていなかったのじゃなかろうかなというように思うんですが、その点はいかがですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 当初掲げておりますのは、先ほども申し上げましたけれども到達度、どれだけ到達したかという、その割合を三段階に分けてしていたわけで、例えば平成24年までに、中を見てもらったらわかりますように、子育て支援センターを今、2カ所ですけれども、それを3カ所にすると。そしたら、年度を追っていく中で、例えば3カ所目が早い時期にできたら、そこで初め設定したものの、3カ所にするといったことが到達できたということで100%という、到達度の評価であって、じゃあその事業そのものが全体的に、どのように評価すればいいのか、具体的に費用対効果だとか、事業そのものの評価については、この中では示し切れてないというところもありますので、そうした評価も含めて、一つの施策ごとに総合計画の中でも検討していただくという形の取り組みに変えました。その前段として、全く何もできていないということであればということで10%以下のものについては、三段階を四段階にしたという、目に見えて何カ所が何カ所になるというのは、よくわかりますけれども、そうでない部分もありますので、そういうことも含めての評価到達度を、そういう3区分から4区分に分けさせていただいたというふうにご理解いただけたらと思います。

大きな根拠があったのかどうかという点については、その論議の中で、どうであったかということについては、ちょっとはっきりと記憶をしておりますが、総合計画の中での、いろんな論議の中で、そういう方向をとったのではないかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 先ほどの何段階に分かれているかという問題は、確かに言われたように到達度の問題ですが、今、僕が見させてもらっても、三段階、四段階のほうがわかりやすく、結果的には、そのほうが良いとは思いますが、どうなのか、初めからある程度、こういう形でやろうというものは、やっぱり最初の5年間で、そういう形でやるのであれば、それを続けていかないと、見た目に、どこでこういうふうに変ったのかという部分が起きてくると思います。

それから、先ほど僕は公表をということも言いました。その中で、これは総合計画とは違うんですが、地球温暖化の実行計画があります。これは、その中で年に1回、町の広報誌とかホームページで到達度というんですか、それを公表していくということが書いてあるんですが、公表をされましたでしょうか。僕はちょっと、その覚えがないんですが、私は、私は住民環境課から資料をもらいましたので、わかったんですが、その部分の公表ということは、どういうふうになっていましたでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 住民環境課長から答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 塩見議員のご質問にお答えします。地球温暖化実行計画の年に1回の公表、この件につきましては、十分承知していませんけれども、多分21年度の公表につきましては、まだできていないかなというふうに思っております。申しわけございません。そういうことで。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） このもらった資料は違うんですか。19年度、21年度、施設の部署別の二酸化炭素排出量の割合という、こういう表を住民環境課から、私いただいたんですが、このことがいわゆる22年度中にも公表されてなかったのと違うかということ、今、僕は公表という部分で一例を挙げて聞いてみているんですけども、このいただいた資料、これはなかったということですか。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 今、塩見議員、お手元にある資料につきましては、塩見議員のお求めに応じて提出させていただいていたものでございます。実際、公表、ホームページ等で公表しておるかどうかという点については、ちょっと確認をしてみたいと思います。また、ご返事差し上げたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 私が見る限りですけども、ホームページでは見つかりませんでした。計画の中にも、こうして一応、公表するという項目が入っているんで、そういう部分についても、ほかの計画でも、こういう部分があるかもわかりませんが、そういう部分はきちんと発表して、公表していただきたい。少なくとも21年度のことは、遅くとも22年度中には発表できる、年半分ぐらいの間に発表できれば、なお十分かなというふうに思うんですが、よろしく願いをしたいと思います。

先ほどの話のもとに戻りますが、総合計画のやり方は当分の間、今のやり方でやっていくというようなことを、先ほど、町長が言われましたが、やはり第三者といいましても、職員ですか、庁舎の中におる者でなければすべて第三者でして、僕が思うにはですよ、やっぱり委員も第三者だというふうに思うんです。そういう中で、やはり先ほども言いましたがきちんと数値を、こういう数値になっていますということを説明した上で、数値だけで評価できる問題と、できない問題がありますので、やっぱりそういう部分も、それぞれ委員の意見を聞いて総合的な評価にしていくということも必要じゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおり数値だけで、なかなかできないものがあります。ですから、このニコニコマークのあれも、今までとはちょっと違いますのは、90%以上できているものは達成間近、もしくは達成、そして、50%から89%につきましては、ほぼ順調ということでニコニコマークです。11%から49%はおくれているということで、ちょっと目の下がったような、まゆ毛の下がったような絵が書かれておりますし、10%以下は不十分、もしくは後退、算出不可というようなもの、これ17指標ございますけれども、そういうものもございまして。ですから、これは一つの目安として達成度という点では、こうですけども、先ほど申し上げました進捗状況とあわせて一つ一つの施策が、どのような効果があったかということにつきましては、今の達成度を当てはめる中で当然、そうした達成状況の要因を分析したものをきちんと表示させていただいて、今はこういう状態だということまで、絵だけではなしに、そうしたものをつけた中でしていくと。それにつきましては、先ほども言いましたけれども、総合計画の委員さんたちからも1年に1回、新しい年を迎える間際になってではなく、やはり、そのプラン、DO、チェックの、

チェックの部分で、次につながるようなことができるような、そういう時期に開催していただきたいというふうなご意見もいただきましたので、そのとおりでございますので、そうした機会により次のステップへ踏めるような審議会の持ち方をさせていただきたいなというふうに思っております。そういう意味で、この形をある程度、理解していただいて定着できるまで、少し、この形を進めさせていただきたいと。その中で、また、いろんなご意見がありますので、それについてはいい形になるようなことであれば、当然そうしたものを受け入れながら、よりよい形に進めていくということにさせていただきたいと思っております。

ただ、到達したからいいとか、悪いとかではなしに、やはりそれがどれだけ住民のサービスにつながったかということが大きなことだと思いますし、でき上がっても、それが無用の長物になったり、あるいは無駄なことであれば、それはまた、考える必要があろうかと思っておりますので、1年ごと、そうした形でチェックしながら進めていきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ぜひ、このPDCAのサイクルを大いに活用しながら、それぞれの町の事業をいい方向にもって行っていただきたいと、このように思います。

質問をかえまして、それでは小水力発電のほうについて質問をいたします。水力発電というのは歴史が非常に古くて、日本では100年以上、京都の蹴上の発電所で発電したのが最初だとかいうふうに言われておりますが、大きなダムは、もうほとんど水源が使い尽されて、あとは小さな河川とか、本当に小規模の発電にしか使えないだろうというふうに、今、言われています。その中で、先ほど、ダムとか滝とか、いろんなものは、いろんな制約があるというふうにおっしゃいましたが、私が調べている限りでは、例えば、上水道の配水池から配水する管、その途中に入れて発電をしているというふうな例もあります。高いところから配水するのに、ある程度、圧がかかり過ぎて、減圧弁をかけて、その圧力を低下させているようなところも、与謝野町にもあるようですし、そういう部分で考えれば、容量的には少ないかもわかりませんが、そういうことを、その地域としてやっていくんだと、リーダー的な部分が必要じゃないかというふうに思ったりはしております。

それから京都府での取り組みをちょっと調べてみましたら、地球温暖化対策プランの検討会議の中でも、風力発電や小水力発電を設置するには障害が多いので、行政は実施の際の障害を乗り越えられるようサポートすべきだというふうな議論もされております。また、平成21年度、京都府のエコマイクロ水力エネルギー活用事業を活用して大宮町の延利、京丹後市の、そこで本当に小さな発電機ですけれども、駒返しの地蔵滝というのがあるそうなんです、その近所のほうで最大出力1キロワット、照明が二つつけられるようなものを設置したというようなこともあるようです。

与謝野町では平成20年11月ですか、ふるさと発見隊in与謝野ということで、加悦の土地改良区で事業完成記念イベントで、与謝小学校の子供たちを集めて総合学習とタイアップして、本当の水路で水で、水路の水で発電して電気をとめて、子供たちから拍手と歓声が上がったというようなこともやられているようで、いろいろと考えて調査していけば、必ず何かできることがあるんじゃないかなというふうに思っております。ぜひ、面倒がらずに一度調査や研究をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした研究というのは、本当に原子力に頼っていたために、日本そのものがおくれてしまったという、そういう結果がありますけれども、ついこの間まで、やはり例えば、石川の大年ダムから、まだ川上のほうへ上がったところに水力発電の跡が残ったりしております。それ、小さい部落ごとに、その電気を賄うための水力発電だったんだらうと思いますけれども、そうした水の確保にポケットをたくさんつくっていると同じように、電気を確保するために、いろんな小さい、そう大きなお金をかけなくてもできるシンプルな形の、そうしたことを、まずはやってみるということも、一つ大事な事かなというふうに思いますので、それらに対する研究や、また、調査、今後、代替エネルギーにかわるものを、我が小さい町だけではとてもできませんので、京都府や国の、そうした指導の中で考えられるものやってみるということも大事な事かなというふうに思います。

風力発電が開始されましたときも、一つ、例えばどこかの街路の電気をともすための、そういう風力発電のできるものと、ソーラーとひつついたものというふうなことを考えておりましたけれども、サイクリングロードのほうにも太陽光発電を使った街灯ができております。そういった形で、すべてでなくても補完できるようなもので、少しでも、そういうものができることがあれば取り組んでいくという、そういった姿勢が必要ではないかと思っておりますので、今後についても、いろいろと勉強をさせていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いろいろと研究をしていくというような答弁をいただきましたので、ぜひお願いしたいと思いますが、一つ例として、小川で水車を回す、ほんまの小さな水力発電というのが山梨県の都留市というところでやられているようで、町の中を流れる庁舎の横の川で20キロワットの発電能力の水車を回して、事業費4,337万円で設置したということです。1号機で、2号機を22年から発電させたというふうに書いてありましたが、それで庁舎の4分の1ぐらいの電気をそこで賄って、庁舎の電気として使っていると。

それをまた、今度、クリーンエネルギー認証センターで、そのクリーンエネルギーだという認証を受けて、そのクリーンエネルギーの認証、電力を今度、企業に売って、1kWh12円で町が企業に売っていると、それがまた、クリーンエネルギーを使っているんだということを標榜したい企業がいっぱいありまして、結局そういう値段で売れていくということで、その町がことですか、そのクリーンエネルギーで電力を販売するのが4万6,000kWhです。これ12円で売ると55万2,000円の売り上げになるようです。設備にかかった費用から見れば微々たるものですが、そういう自然エネルギーを使ったことにいろいろと頑張っているんだということは、町にとっても決してマイナスではないと思っておりますので、ぜひよろしくご検討をお願いしたいというふうに思います。質問を終わります。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 先ほど、塩見議員さんのご質問の中で地球温暖化の実行計画の21年度の公表はまだかということでございました。その関係で申し上げますと、この役場庁舎の各課からデータを拾いまして、それで報告を差し上げておるということの中で、その報告の精査をしましたところ一部、錯誤がございまして、最近になって内容の確認ができましたので、それをもとにし

て議員のお手元に、その資料がいったということでございます。

遅くなりましたけれども、21年度分、近々公表したいというふうに思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。先ほども言いましたけれども、いろいろと中の事情はあるかもわかりませんが、もう1年以上たつてのことをいまさら間違いだったとか、何とかいうようなこと、あまりにもお粗末じゃないかなというふうに思いますので、そういうことがないように、ぜひ町長、よろしくご指導をお願いしたいと思います。質問を終わります。

議 長（井田義之） これで、塩見晋議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。3時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 3時17分）

（再開 午後 3時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

次に、10番、山添藤真議員の一般質問を許します。

10番、山添議員。

10番（山添藤真） それでは、事前通告に基づきまして私の一般質問を始めたいと思います。

私は地域医療の連携体制についてと役場庁舎統合住民説明会を受けてと題する二つの事項について、発言を通告しております。

質問に入ります前に各事項の質問に対する背景をお話させていただきたいと思います。一つ目の事項は地域医療の連携体制についてでございます。私たちが暮らす京都府北部が抱える地域医療の問題として過疎化や高齢化、交通アクセスの不便さなどの社会的な問題や医師、看護師不足、診察料の遍在などの医療的な問題などの多く課題を抱えていることは周知のことのように思います。こうした現状を改善するべく京都府では、平成21年度に丹後地域医療再生計画を策定しており、本事項で取り上げる地域医療の連携体制についても地域医療施設の有機的連携、ネットワーク、専門医の確保、設備等により4疾病5事業をはじめとする地域完結型の医療提供体制の実現を目標の一つとし、ことしより本格的に事業が開始されていくと聞いております。

そして、当町でも基本計画の中でみずからつくる元気な体、健康づくりと地域医療体制の充実をスローガンに掲げ地域医療連携体制については、個人医院と府立与謝の海病院などとの連携が一定とれており、症状に合った医療機関受診が行われていますと基本計画策定時に現状を認識されており、パートナーシップで取り組む施策プログラムでは、民間医療機関との連携、協力を上げられています。

以上のように京都府、そして、当町、ともに医療資源の少ない当地域で病院完結型の医療体制には限界があり、地域にある医療機関が連携し、地域完結型の医療体制の確立が必要だという認識を共有され、その構築に向けて努力されてこられたと思います。以上にかかわりまして、次の事項について、質問をいたします。これまで注力されてきた取り組みと成果、そして、現状について、最後に今後の取り組みと課題についてでございます。

二つ目の事項は役場庁舎統合住民説明会を受けてでございます。5月28日に野田川わくばるで役場庁舎統合住民説明会が行われ、庁舎統合にかかる提案の趣旨と経過や庁舎統合に伴う課

題と対応、今後の予定などについて太田町長から提案説明が行われました。その提案説明の中で六つの庁舎統合の必要性の理由が示されました。すなわち進む職員削減、交付税の段階的措置、利用者が複数の庁舎を訪問、職員が連携調整のために庁舎間を移動、地域振興課に職員が必要、最後に3庁舎の維持管理費でございます。住民説明会でも、これらの理由については解説がございましたが、私には、その庁舎統合の必要性を十分に理解することができませんでしたので、より詳細たる解説をお聞きした上で、この庁舎統合問題について議論をさせていただきたいと思っております。

以上にかかり、次の事項について質問をいたします。第一に住民説明会では、庁舎統合の必要性について、理由の解説がなされましたが、さらに詳細かつ具体的な提案説明の根拠となり得るデータなどをお示しいただきたい。第二に合併してから今まで、分庁舎方式を採択した結果、見受けられたメリットについてお伺いしておきたいと思っております。

それでは、ご答弁のほど、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 山添議員、ご質問の一番目、地域医療の連携体制についてお答えいたします。

第一次与謝野町総合計画の中で地域医療体制につきましては、基本計画の第1章、安心と生きがいのある福祉のまちづくりの第3項、みずからつくる元気な体の健康づくりと地域医療体制の充実の中で記述しております。この総合計画はみんなの計画、広がる計画、できる計画として取り組んでおり、施策の内容によっては国、府で推進すべきもの、また、町で取り組む施策をあわせて掲げております。

議員が申される個人医院と府立与謝の海病院などとの連携が一定とれており、症状に合った医療機関受診が行われていますという、その記述は現状の課題の項目に掲げておりますが、このご質問1、2点目の現状分析と取り組み、成果につきましては、次のような事項が上げられるかと思っております。この地域は過疎化や高齢化などの社会問題をはじめ医師、看護師不足、また、診療科の遍在など、医療的な課題を抱える中、丹後地域の中核病院である府立与謝の海病院では、患者が中心の地域に開かれた病院を理念として、地域の方々に安心・安全な医療の提供をいただいております。しかし、医療は急性期医療に限られるものではなく、回復期医療、慢性期医療、または在宅医療、訪問医療に至るまで多岐にわたっている中で単一の医療機関、病院では、すべての疾患を診察することは困難であり、求められる医療を提供するためには各医療機関が適切に機能分化し、また、各医療機関が密接に連携をとり、それぞれの特性を生かして広く医療を提供できる体制が必要でございます。

このような中、町といたしましては、退院後のリハビリの重要性にかんがみ、国保診療所におきまして訪問リハビリサービスの充実を図っているところでございます。

以上のように、かかりつけ医は医療専門家として病院は高度医療、専門医療、救急医療を担う医療専門家集団として、それぞれの役割を果たしていただきながら府立与謝の海病院の地域医療連携室を中心に、地域の医療機関などとネットワークし、最適な医療の提供と患者サービスの向上に努めていただいております。

3点目の今後の課題につきましては、何といたしましても、医師の確保が喫緊の課題であるとい



うふうに存じます。平成16年の医師臨床研修制度の導入に伴い、研修医が全国的な傾向として都会を好み、また、大学病院より設備が整っている待遇のよい市中病院を選択するなど、研修医の遍在が問題となっております。さらに、このたび国が設定いたしました都道府県別の臨床研修定員の上限枠設定案におきまして、京都府は全国でも最も高い、約30%の削減を求められています。この削減案では京都府内、とりわけ北部地域の医師不足を一層深刻化させ、医療体制の崩壊につながる恐れがあると強く危惧しているところでございます。これに対し、昨年に引き続き、今月、山田知事を筆頭に府内全市町村長の連名で要望書をまとめ国に削減案の抜本的見直しを強く求めていくこととしております。このような状況であります。京都府におかれましては、丹後地域医療再生計画を策定され、府立医科大学に加え京都大学とも連携し、協力体制を図る中で魅力ある医療環境づくりを通じて、医師をはじめとする医療従事者の確保、定着を図るとともに医療設備の高度化などに取り組むこととされるなど、より安定的、かつ継続的な医師確保に努めていただくこととされております。町といたしましても、この平成19年度から地域医療確保奨励金等貸付制度を創設し、これまで府立与謝の海病院に内定されました5名の医師に奨学金を給付しております。今後につきましても、地域住民の皆さんの命と健康を守り、安心して住み続けられますよう、この地域の適切な医療体制の確立に向けて、引き続き近隣市町とも連携をとりながら京都府へも、機会あるごとに粘り強く訴えてまいりますので、議員の皆さんにおかれましても、格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ご質問の2番目、役場庁舎統合住民説明会を受けてについてお答えいたします。5月28日、野田川わーくぱるにおきまして役場庁舎統合住民説明会を開催し、240名の多くの町民の皆さんに熱心にご清聴いただきました。一つのテーマに絞って広く町民の皆様にご参加を呼びかけ、私自身から直接、ご説明をさせていただくことは合併以来、初めてであったかというふうに思いますが、私は、この中で合併から5年が経過し、10年間の町政運営の一つの区切りとする中で、折り返しである5年を迎えるに当たり、また、今後のまちづくりを進展させるために役場の行政機能をさらに強化しなければならず、そのためには庁舎のあり方を一定見直さなければならないというふうに考え、加悦庁舎を総合庁舎とする考え方をご提案申し上げた次第です。

その中で、庁舎統合の必要性について、議員のご指摘のように6点を上げ、ご説明を申し上げました。進む職員削減、交付税の段階的縮減、利用者が複数の庁舎を訪問する。職員が連絡調整等のために庁舎間を移動する。地域振興課に職員が必要。3庁舎の維持管理費の、その6点でございます。この6点について、さらに詳細な理由の説明をお求めでございますが、私は全体を通して丁寧な説明をさせていただきたいというふうな思いがございましたので、説明会では時間をかけ、思いのすべてを申し上げたつもりでございますので、さらなる理由や解説を残しているわけではございません。したがって、6点の一つ一つにお答えをさせていただくことはできません。また、例えばとしてお尋ねである庁舎を訪れられる町民の年代別、職業別の統計や傾向は来庁される皆さんにお聞きしたり、統計をとったりはしておりませんので、把握いたしておりません。ご了解をいただきたいというふうに思います。

ただ、傾向としては岩滝の本庁舎ですと総務課、企画財政課、商工観光課、建設課などがありますので、区長さんをはじめ各種団体等の方々や消防団、交通、商工業者、工事業者さんなどが多く、野田川庁舎は住民環境課、税務課などに諸証明や各種届に来ていただく方や、水道課、下

水道課には工事関係者が多く訪れられているのではないかというふうに思います。

加悦庁舎は1階に福祉課、保健課などを配置しておりますので、高齢者、母子、障害者など、福祉保健関係の方が、また、2階には農林課、教育委員会を配置しておりますので、農業者や教育、文化、スポーツ関係者の方が多いのではないかというふうに思っております。また、データでご紹介しますと、それぞれの窓口である地域振興課や住民環境課に手続に来ていただく方は出生、死亡、転入、転出、婚姻、離婚など、戸籍、それから住民登録には平成22年度、総数で年間2,075件の届があり、内訳としては加悦庁舎が544件で26%、岩滝庁舎が610件で29%、野田川庁舎が921件で最も多い45%となっております。また、印鑑証明の発行件数は、総数で9,731件あり、加悦庁舎が2,739件で28%、岩滝庁舎が3,028件で31%、野田川庁舎が3,964件で、やはり最も多く41%となっております。主だった届出件数や証明件数を申し上げましたが、このように、どの庁舎にも多くの方が手続に来られておりますので、住民サービスの観点から、やはり三つの地域に窓口機能を置くことは必要なことではないかというふうに思っております。

次に、分庁舎方式を採用した結果、合併後に見受けられたメリットについてお答えいたします。新庁舎は建設せず、分庁舎方式をとりましたが、職員全員が収容できる、そうした庁舎がないことから分庁舎方式としたもので、合併時点では、その方法が最もベターな選択であったというふうに思っております。いきなり住民の皆さんから役場が遠のくのではなく、窓口や地域振興課を3庁舎に配置したことで、身近な対応が図れたというふうに思いますので、一定の激変緩和の役割を果たしたのではないかというふうに思っております。また、3庁舎に地域の特性に合わせた課を置き、本庁舎機能を、それぞれ持たせたことにより、結果として住民の皆さんが特定の庁舎だけではなく、三つの庁舎を訪れられる、そうした機会も少なからずあったというふうに思いますので、そのような意味では合併したという意識の醸成にもつながった側面があったのではないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、合併から5年が経過し、いろんな状況の変化が生まれてきていることや、今後を見通したときに、このままの現状でいいのか、状況の変化に合わせて変えることを選択するのか、今、真剣に考えなければならぬ大きな岐路にあるのではないかというふうに考えており、今回の庁舎統合の提案は、そうした思いを住民の皆さんへ送るメッセージでもあるというふうに思っております。以上で、山添議員の答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ご答弁ありがとうございます。まず、地域医療の連携体制について、お伺いしたいと思います。

先ほどご答弁をされた発言のような趣旨を与謝の海病院の連携室長であったり、近隣の医院の方々に聞くわけでございますけれども、その中で、やはり積極的な町からの働きかけ、連携体制をいかにつくっていくかといった提案をされてこられたかどうか、まず、お聞きしたいと思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほども少し申し上げましたが、平成19年度から地域医療確保奨学金等貸付制度を創設しまして、与謝の海病院に内定されました若い医師の皆さん方に対しまして奨学金を寄

附をさせていただく。また、その先生方との懇談を持ちまして、今後のこの地域の医療のあり方についてお願いやら、あるいはご提案やらをさせていただいたということもございます。そうした意味で与謝の海病院にも今までなかった診療科目がふえたりしたこともございますので、今後につきましては具体的な、1町ごとということにはなりませんけれども、あそこの府立の与謝の海病院の医療の、そうした質をキープするために、それぞれの自治体も協力をしてやらせていただいているというのが現状でございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） ありがとうございます。本件では連携体制を問うといった趣旨の質問をさせていただいているわけございまして、連携について、いかに今後、取り組んでいくかといった問題に対して焦点化させていただいておりますので、今まで取り組んでこられたことは、それは町長にとって連携体制といった、もしくは言えるようなことだったのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それぞれの自治体との連携という意味もあるかと思えますけれども、そうではなしに、住民の方たちにとりまして救急、あるいは高度な医療を受ける。そうしたところと、地元にあります診療所、身近なところで慢性的な病気、あるいはお年寄りや遠くのところへ行けない方たちを診療するという、そうした役割分担をきちんとする必要がありますし、そうした中で地域の医院ではできない部分について、やはりお互いが協力をして役割分担をするということが必要ではないかと思えますし、それらについて医師会等との話の中で、この地域の医療についてどうするかという、そういうテーブルに着くという形の中での連携だというふうに思っております。ですから、休日の当番医がございますけれども、そうしたものを設置する、したりということ、それぞれの医療機関が協力をしながら、ここに住む人たちの、住民の方たちの健康、あるいはいざというときの頼りになる、そうした場所の提供ということ、力を合わせて各自自治体も協力してやっていくという、そういう考え方でございますので、決して連携なくしては、この地域の医療を守っていくということは非常に難しいのではないかとこのように思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 先ほど役割分担というお話がございましたが、確かに与謝の海病院が果たす役割、個人医院さんが果たす役割、そして、介護関係、福祉関係のお仕事についていらっしゃる方々が果たす役割、確かにたくさん役割はあるかと思えますけれども、そういった中において行政が果たす役割とは、一体どういったことになるのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 医療の問題でございますので、基本的には医師会を中心に、そうしたことがなされる話だというふうに思いますし、そこに対して行政もいろいろと協力をお願いしたり、それぞれの個々の診療所、あるいは医師に、こういうお願いをしたいというような、そうしたことが出てまいりますので、そうした中でお互いの立場を理解して連携していくという、そうした姿勢が必要ではないかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） ただいま町長が申されたような連携体制をとるといったような場というのは、現在、設置をしていらっしゃるのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 直接、設置はいたしておりませんが、いろんな会の中で、あるいは介護保険の中でだとか。それから、いろんな審議会の中でだとか、それぞれの個々の先生方にお世話になったりということで、町のやるべき仕事に対しての協力をお願いするというようなことはございます。ただ、これは年に1回、医師会が総会を開かれますときに自治体の我々も呼んでいただいて、お互いに情報交換をするという、そういう場はございますけれども、それも正式な、別に会議ではございませんので、そうした中で協力をお願いするというような状況でございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 私が思うに、先ほど町長が申されましたように、各医療に携わる方々が役割を持ち、そして、連携をしていくといったときに、やはり例えば協議会であったりといったものの設立というのは、協議の場といったものというのは必要なのではないかなというふうには思うんですけれども、例えば、今現在、そういった懇談で終わっているような、その懇談会を協議会として正式に立ち上げられ、この地域を取り巻く医療関係の連携の体制の確立への一歩を踏み出されるといったような視点というのはお持ちでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それぞれが決められましたルールの中で、いろいろと連携を図っていく。しなければならぬという、そうした中で校医をお願いするだとか、いろんな形での協力はさせていただいておりますので、新たに行政として、そうした協議会を持ってということは、本当に現実、それぞれのお医者さんは大変忙しくて、本当に町がお願いします中身につきましても、なかなか自分たちの診療時間を削って、そして、診療行為としての役目を果たしていただいているような、そういう状況でございますので、それ以外に、こちらからお願いして協議会をつくって、じゃあ何を話すのかということになりますと、やはりそれぞれのお医者さんの考え方やら、診療の仕方やらございますので、それらについて、特に協議をするというものについては今のところございませんので、そうした、わざわざ設けた機会ではなしに、そういう医師会の会合等にお招きがあったときに行かせていただいて、お聞かせいただくと、そのことによって一つでもいいことが実現できればいいわけでございますので、わざわざそういう場を設けてというようなことは非常に難しいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 確かに勤務をされていらっしゃるお医者さん、ないしは医療機関の皆様というのは、本当にお忙しい中で激務をされていらっしゃるというふうに聞いております。その中でも、例えば、与謝野医師会と与謝の海病院の医師の方々との勉強会であったりとか、懇親会であったりというのは、されていらっしゃるように私の耳には入っておりますし、それは恐らく勉強会といったような形だと思いますので、かなりそういった場所に、例えば当町から出席をするだけでも有益な情報であったりとかが得られるのではないかなというふうに思うんですけれども、当町のほうから医師会、ないしは与謝の海病院にお願いをするということは無理だとしても、そういった勉強会に、こちらから出向くといったような姿勢というのは見せることができるのではないかなと思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 恐らく医師会と、それから与謝の海病院との医師の話し合いということにつきましては、これ医療に関する中身でございます。ですから、非常に高度な話であったり、すべて我々にとっては、そういうお話を聞かせていただくのが意義があるのかどうか、その辺も考えますと、やはり行政としてお世話にならなきゃならないことについて、きちんと、その項目ごとにお世話になるのであれば、お願いにいくという形のほうがより効果があるのではないかというふうに思いますし、その中で救急医療と救急の体制と、それを受け入れる側の病院と、どう連携していくのかということについては、これは宮津与謝消防署が対応される話でございますので、そうしたところが要請があったりしたときに、やはり町も、それに、話に、中に入らせていただくということのほうが、より効果的な、合理的な話ではないかというふうに思いますので、今のところ、こちらからそういう全然、医療に関して部外者である者が行ってお話を聞かせてもらうということについては、差し控えさせていただくほうがいいのではないかというふうに考えております。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） それでは、総合計画の中でありますように、地域の医療体制の連携の確立に向けて当町が、行政が果たすべき役割というのは、一体、先ほどあったかと思えますけれども、何なのでしょう。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろんな規制や、あるいは難しい課題の中でスムーズに町民の皆さんが診察を受けたいときに受けられる。あるいは治療を受けたいときに受けられる、そういうシステムをつくっていくために、町としては各医療機関、あるいは、それを支えています消防署、あるいは、そうしたものの連携は、これは必要なことでありますし、そうした体制が、なかなか病院等で整わないときに、やはりそれを取り巻く、例えば先ほど申し上げました医師が確保できないと、それに対しては行政もお金を出して、そして医師を迎えて、その方たちに活躍をしていただくという、そうした奨学金制度を設けていく中で、行政が果たす役割というものがあるかと思えます。直接ということではなしに、そういう支える意味で、また、支えていただくために、お互いに協力してやっていける、そういうことが、まだまだあるのではないかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） いずれにいたしましても、この地域を取り巻く医療の環境というのは、今後とも悪化をしていくこともあるかと思えます。そういったときに、例えば各病院で対応ができないこともあり、そして、行政が果たす役割もあると思えますので、この地域の中で病院を、病気になられた方々を治していくんだといったような姿勢が今後、さらに必要になるかと思えますので、私も微力ながらアイデアを出していきたいと思えますので、そちらのほうでも、理事者の側でもアイデアを出していただきますように、お願いを申し上げたいと思えます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういうつもりでございます。まずは自分の町にあります国保の診療所、それをきちんと運営していくことが、まず、第一だというふうに考えておりますので、それに向けて全力を投球したいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） それでは、第2件目の庁舎統合問題住民説明会を受けての件に入りたいと思うんですけれども、まず最初に、先ほど伊藤議員が産業振興会議の件でご質問をされました。そのときに町長は、住民の方々に、その条例の大枠をつくることをお願いをしたいといったような態度で産業振興会議の説明をされたわけでございますけれども、この庁舎の提案説明に関しましては、住民に議論を開くわけでもなく、庁舎内のワーキンググループの方々によって策定された提案をなされたわけでございますけれども、なぜ、この提案ができるまでに産業振興会議が、そうであるように住民の方々に開いた議論の中で、この庁舎問題に関して議論がなされることがなかったのかを、まず、お伺いしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この点につきましては、町民の皆さん、すべてにかかわる問題であるというふうに理解しております。確かに産業振興の中の中小企業条例につきましては、その産業というくくりの中での計画でございます。しかし、これはまちづくりの基本にかかわる大事な話でございます。確かにワーキンググループは案をつくってくれました。しかし、彼らも町民ですし、そして、町の職務としてやった中身について、これを住民の皆さんに、特定の方だけにお知らせして、そして、その中で検討するのではなしに、すべてをやはり住民の皆さんにお知らせをし、そして、その中でご議論をいただくということのほうが、より民主的なやり方だというふうに私自身、考えましたので、そういう方法をとらせていただきました。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 第1回目の質問で、私は、この庁舎に関して合併後、見られたメリットもお聞きをしたわけでございますけれども、そのメリット、デメリット、双方をはかりにかけた上でデメリットのほうが大きいと判断をされ、この提案をなされたのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたけれども、5年前に、この庁舎問題があったときには、一番の理想は、そら新しい場所に理想の庁舎を建ててやっていくというのが一番でしょうけれども、当時、非常にそれぞれの町の庁舎の中には、それぞれいっぱいに近い状態で職員もおりましたので、あの当時で320名の職員のうち204名が庁舎内で執務をしている職員の数であったかと思います。そういう状況の中で三つの庁舎を使っていくということでスタートしたわけですが、きょうの午前中のこともございましたけれども、今、いろんな掲げております町の重要な施策の中で今回、こうした大地震があつて、津波があり、災害があつた中で、今まででも感じていたわけですが、やはり職員が対応する場合、命令系統が一本でない、あっちの庁舎、三つに分かれていることが非常に大きな障害になったと思えることもございましたし、こうやって役場の職員も三つの庁舎に分かれているので、議会等とも分かれているというようなことで、いろんな案件につきましても、それぞれが顔を見た上で、すぐに論議ができない、協議ができない、そしてまた、決裁をもらうために員が、私を追いかけて判こをもらいにやってくるというような、非常に無駄な時間や、そうしたロスが多い中で、やはりデメリット、そして、メリットを考えときに、今までのメリット以上にデメリットのほうが多くなってきた。財政的な件もそう、職員の数が減っていく中で、責任を持った行政を進めていくためには、やはり縮小をしていかな

ければならないという点、また、今、言いました職員が右往左往するような、そうした状態、それと命令系統がきちんと一つでできる、そうした体制づくりというものをつくっていくことが、ほかの何よりも、私は最重点課題ではないかなというふうに思いましたので、できるだけ早い時期の提案をさせていただいたということでございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） つまり失敗だったということになるんですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 失敗だったということではない。当初は、それが最良の方法であったと、分庁舎ということは、それぞれの町に本庁機能を残して、なおかつ、地域振興課で窓口業務、そして並びに自分の地域にない、いろんな課の業務を窓口になるという、そういう役割を果たしてきました。しかし、職員が減ってくる中で、地域振興課の課員も、今まで10人、あるいは10人を超える人数がいたものが半数近くになっている。そしてなおかつ、先ほどもご議論がありましたけれども、防災関係の職員でも総務課で受け持っておりますけれども、職員の数が少ないですから、交通も、防犯も防災も、そして、消防も、それらのものをわずかな人数でやっていく、そういう状態が、それぞれの課で起こってきております。そうではなしに、もう原課、一つのところですべてがやっていける形をとるほうが、より、こうした選択肢の中で時代が変わる、たった5年ですけれども、この5年間の中身が非常に大きく変わってきているので、今とり得る最善の方法として、それを一つにしていくと。間違いだったとか、そうじゃなしに、一つ前へ進めていくと、能率的な、そうした行政を進めていくための一つの手法として一歩前へ進めていくという考え方でございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 5年前に想定をしていた状況とは随分な変化があったというようなお話だったと思うんですけれども、その想定ができなかったこと自体、失敗と言っていいのじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 当時、例えば職員の数を出すのに、一定の考え方を持っておりました。それぞれの年度に、これから予想される退職していく人の数を勘定し、そして、それに見合う職員を一遍にがさっと人がいなくなるということは、この生き物ですから、行政も、そうしたことができない。ですから、それを続けて、持続可能にするためには一定の人数の職員を受け入れていくという格好で削減をしてきました。当初は、それを15年かけてやっていこうという計画でございました。しかし、ここへ来て団塊の世代の方たちの退職があつたり、あるいは、それ以上にいろんな事情でやめる方があつたり、また、雇用につきましても、3分の1の雇用をするという形で進めてきましたら、一定の方向が、もう見えてきました。そのいろんな改築をするために、合併特例債を使った中でしようと思いますと、この10年間、平成27年までにしないと非常に財政的には今後、申しあげましたように段階的に減らされていくと、最終5年間で最終的には1町の算定になってしまうという状況の中では、もう無理なので、この後の、ことしも含めて5年間の間に一定、町がやろうとします、考えております中身がほかにも、まだたくさんありますね、中学校の改築だとか、いろんなことがございますけれども、そうした体制を整える意味でも、今この時

期にきちっと新たな体制をつくって、対応していける体制というのは、体のほうの体勢ではなしに、対応できる、そうした状況をつくっていくということが非常に大事だということで提案をさせていただきます。

ですから、間違いとかではなしに、そうした危機感から、それぞれが一定の整理を早めていったと、そのことによって財政的にも可能な時期の間にやっ払いこうという考え方でございます。

議長（井田義之） 山添議員。

- 10番（山添藤真） もちろん、その合併協議に携わられた方々が自分のスタンスの中で一生懸命議論をされて、決定をしたことだとは存じております。ですが、政治の世界の中には結果責任というものがある場合がございます。この庁舎の問題に関しては、合併協定の重要5項目の中の一つということになってございますので、確かに、その段階では一生懸命考えたけれども、その変更をなさないといけないとなると、恐らく結果責任というものがついてくるのではないかと思いますけれども、このあたりはいかがお考えでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） この庁舎の位置の問題につきましては、当時、基本的な5項目ということでありました。ですから、最重点課題だったということではなしに、最低決めなければならない五つの、5項目の一つであったというふうに認識しております。今後、そのことにつきまして、当時、そういう判断をしたのに、なぜ変えるんだと、それについては責任があるのではないかとというご質問だというふうに思いますけれども、これを変えるためには、やはり住民の方たちの意思というものが必要になってまいります。そういう意味で、やはり住民の意思を代表する、この議会の中で、そうしたことを決めていただいて、賛否を問うということになるというふうに思いますし、そのことによって皆さんがどういう責任があるというふうに思われるのか、その点については、私がお答えすべきことではないというふうに思います。

ただ、どんな場合にでも役場の位置というものは、合併しようが、しよまいが、変わることはあり得るということは、これは承知の事実だというふうに思いますので、そうしたことが今回、それぞれに本庁機能があったわけですから、それぞれの本庁機能のあるところは、やはり全く役場でないということにはならないというふうに思いますし、その中の一つに集中するという話でございまして、その点については、私自身は別に大きな問題ではないというふうに思っております。

議長（井田義之） 山添議員。

- 10番（山添藤真） それでは具体的に六つの理由について掘り下げてご質問をさせていただきたいと思うんですけれども、先ほどの答弁の中では、住民説明会において十分に、その理由をご説明された結果、今、ほかに申し上げることはないといったご答弁だったと思いますけれども、順々に一つずつ見ていきたいと思っております。

この28日に配られた資料をもとにしてお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、このまず、第1点目の職員の削減、これは48人の減というふうになっておりますけれども、庁舎内で勤務をしていた方々はどれくらい減なのか。まず、そこをお尋ねいたします。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 合併しました当時は320人で、そして、庁舎内にありました職員の数が



204人でございます。ですから、今現在、平成23年、176名でございますので、今までの計算でいきますと28名の減になっているということでございます。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） つまり、この資料の中では48人の減と記されているわけでございますけれども、庁舎内で勤務、執務をされる方々というのは、この5年間で28人の減ということになるということだと思います。この進む職員削減でございますけれども、これは本当に、例えば28名の減というのは、48名とはちょっと違う印象を受けるわけでございますけれども、このあたりはどうなんでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 全体の職員の数といいますのは、一般職もありますし現業職もございます。そうした正職員を全部合わせますと、当時、320名いたということでございます。その当時に庁舎内で執務をしていた数が204名でございます。進んでいきまして今現在では、先ほど申し上げた全体では272人になりましたし、そして、庁舎内で執務をしておりますのは176名ということでございます。

そして、やめていった人の数というのは、これ以上におられます。ただ、やめていった方と、そして、採用した方がありますので、その差し引きの数が、こういう形だということでご理解いただけたらと思います。3分の1程度を新しく雇用しておりますので、年によったら半分、年によったら、そういうこともありますけれども、やめていった方だけの数ではなしに、雇用を新たに、職員になった方の数を入れますと、この272人という数の根拠は、そういう形になってきますし、その中で庁舎内で働いている方の、職員の数が176名だということでございます。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） すみません。ちょっと混乱をしてしまったんですけれども、つまり、この48名の減というのは庁舎内の方々、庁舎内で働く方々の数値ではなくて、全体を通して削減をされた職員の数ということになり、そして、庁舎内で執務をされる方々の減少数というのは28名というご理解をさせていただいたらよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） そのとおりでございます。48人減と書いてございますのは全職員数でございます。今までにやめていった方と、それから、入ってきた方との差し引きの形で320名いたものが、この平成23年には272名おりますということです。

この前の数字につきましては庁舎内の職員数が、ここに上がっておりませんので、ちょっとご理解していただくのが厳しいかというふうに思いますけれども、平成23年、22年以降の数字につきましては、ずっと掲げておりますので、22年からの件につきましては予想も含めて書いておりますので、ちょっとその辺で混乱が起きたのではないかということですが、そのようにご理解いただいたら結構でございます。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） つまり進む職員削減というのは28名が削減をされたことで、庁舎を移転しても差し支えがないと言ったといいますが、言ったかどうかわかりませんが、そういった認識をされているということなんでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それも理由の一つでございますけれども、それがすべてではないというふうに思っております。平成27年度までにしていくと、職員数の今後の見込みのところ掲げております数値に目標を達成する数値と、そう変わらない数値が出てくるということで、できるものならば平成27年までにすべきだという判断の中で数値を出しております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） わかりました。次にいきたいわけでございますけれども、その交付税の段階的縮減となっておりますけれども、この段階的縮減というのは、恐らく大震災が起きるまでのデータだとは思いますが、この大震災を受けて、恐らく国のほうも東北地方に向けて、より財源を割いていかなければいけない状況になってくると思うんですけれども、その3月11日以降の、この地方交付税の段階的縮減も、この28日に出された資料のままで理解をさせていただいたらよろしいのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この交付税の段階的縮減につきましては、合併が始まるいろんな論議の中で、国が示された一定の方向性でございますので、今後、国がどういうふうな形をとっていかれるのかはわかりませんが、しかし、これも非常に厳しくなってくるということは考えられるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺のところは何とも、私のほうからは申し上げることはできません。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） つまり、この段階的縮減よりも大幅な縮減が行われる可能性は否定はできないといった認識をさせていただいたらよろしいかとも思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 申し上げましたように、それはわからない状況でございます。ただ、交付税と、それから合併をしたところの関係でいいますと、限られた交付税の中で合併したところに、そういう措置をしていくということで、この全体が膨らむというものではございませんので、どっちにしましても、合併したところを優先するのか、いやそうではなしに、全体的に縮小していくのか、そのことは全く我々にもわかりませんので、今の段階では言えませんけれども、確実に12億円、これから10年先には、そういう状況になる。ひどい場合は、それ以下になるかもわかりませんが、そういうことでございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） わかりました。それでは、次にいきたいわけでございますけれども、この利用者が複数の庁舎を訪問とあります。確かに、その3庁舎ありますので、利用者によっては、それぞれ複数の庁舎に行かれることがあるかと思っておりますけれども、昨日、総務常任委員会で地域振興課の課長さん方に、あることをお尋ねしたんですけれども、その内容というのは、例えば町民の方々が本当は加悦庁舎に用があるのに、例えば、野田川庁舎に行かれるケースというのが多発をしておりますかというようなことを申し上げたんですけれども、その各課長さん方のお答えでは、いやこれまでの啓発のおかげで、そういった件数自体は減ってきているといったような答えをい

ただいたんですけれども、実際、この利用者が複数の庁舎を訪問されていることによって生じるデメリットというのは、それほどないように思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 統計をとっていないので、わかりませんが、普通の諸証明の発行につきましては、今のところ全庁舎でやっておりますので、それにつきましては住民の方たちが回数としては、お一人が年に何回かはわかりませんが、来られる回数は多いというふうに思いますが、届け出のようなものについては、恐らくそんなに、お一人の方がいろんな業者の方だとか、そういう方でない限り、そう一般の町民の方が多くはないのではないかなというふうに考えております。ですから、町民の方に直接関係します、そうした諸証明の発行等は各地域に残していくという考え方でございますし、むしろいろんなことをご相談に来られても1カ所で、例えば福祉のことで聞かれても、それが税金にかかわる話でありますと、いや税務課へ行ってくださいというのを今のところ、その地域振興課で何とか対応はしておりますけれども、一人の方が、それだけでなく、やっぱり右往左往していただくことは今までもあったのではなかろうかというふうには思います。ただ、業者の方たちは、もうあっちへ行ったり、こっちへ行ったりじゃなしに、もう1カ所でやってくれたほうが良いと、そのほうがスムーズにいろんなことの事が進むというようなこともあるのではないかなというふうに思っております。

ですから、一定の、そうした役割は地域振興課も果たしてきたのではないかなというふうには思っておりますけれどもというところでございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 庁舎統合の必要性の理由の中の一つに、これは掲げてあるわけでございます。その掲げてある割には、例えば、町民の方々にとって、そこまでデメリットがないと、そして、例えば、これで苦勞をしていらっしゃるといったような苦情もないし、統計もないといったような状況というふうに理解させていただいたらよろしいのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、数をとっておりませんので、その辺のところは具体的にはわからないというのが正直なところでございます。

諸証明の発行等についての数はございますけれども、それぞれがありましても、先ほども読み上げましたように真ん中の、やっぱり人数の多いところで行かれる方がやっぱり多いという点では、野田川庁舎が半分近くだということが物語っているのではないかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 何と言いますか、わからないではちょっと話が通らないかと思うんですよね。その利用者が複数の庁舎を訪問していることによって生じているデメリットがあるといった根拠を出された上で、こういった理由については出されるべきかと思うんですけれども、いかがですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ですから、先ほど申し上げてますように、これだけが一つの理由ではない。いろんなことを総合的に判断して、今の段階で庁舎を統合することがいいであろうという、その考

え方のところを調べてくれたわけでございますけれども、それがために統計をとったというようなことではございませんのですけれども、おおよそいろんなことの判断の中で、だんだん地域振興課の職員の数も減ってきます。ですから、今までだったら、ある程度のほかの課のこともカバーができましたけれども、原課のほうの職員の手も足りない中で、他の課のすべてを一つの地域振興課の中に置くということもできない状況でございますので、そうであるならば、きちっと対応のできる原課を充実させて、そして、諸証明の発行なんかについては、町民の方の不便のないような形を当面はとっていきたいという考え方でございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 確かに総合的な判断のもと、そういった提案をされていらっしゃるというのは重々承知をしていますし、けれども、この町民の方々に対して説明をされた理由の、六つの中の 하나가、こういうふうな、なので掘り下げて質問をしているわけでございます。

その次に職員が連絡調整の等のために庁舎間を移動というのは、確かにそのような印象を受けるんですけれども、この点について、例えば、この上げられている移動時間の浪費、ガソリン代が発生、公用車を庁舎間移動に占有、決算文書運搬というのは上げてありますけれども、これの具体的な数値、データ等々が、もしあるようでしたらお知らせをいただきたいと思えます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的な数値はございません。しかし、議員の皆さんも感じておられると思えますけれども、議会棟と本庁とが別々ということで、それにより職員、議員の皆さんもでしょうし、職員も大変苦勞をしております。そうした面では、やはり一つの庁舎で、今までですと、例えば岩滝におりまして、当時の議長が糸井さんでしたので、岩滝の在住の議長でしたので、よく本庁には来ていただきましたが、やはり違いますと、議会のほうには議長も再三おいでになると思えますが、特別な用事がない限り、本庁のほうで話をさせていただくということが余りないものですから、そういうことを考えますと、職員間でもそうだというふうに思えます。一つのことについて、各課がかかわってやらなければならない仕事だんだんふえてきております。そのために、集まる日を調整する。また、それに向かう車を調整する、取り合いになるみたいな、本当に時間と経費と、それから実際の無駄というものが、もう計算してはできませんけれども、そうした無駄が多いんじゃないかというふうに思えます。

本来、町民の方に使うべき公用車が、なかなかそうではない庁舎間を移動するために使っているというようなケースが多くなってきているような気がいたしますので、そういったことも含めての検討だということでございます。

議 長（井田義之） 山添議員の質問の途中ですが、ここで休憩をいたします。

4時55分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 4時41分）

（再開 午後 4時55分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、山添議員の一般質問を続行します。

ここで皆さんに申し上げておきます。本日は、時間延長となることをご了解お願いいたします。  
山添議員。

1 0 番（山添藤真） 職員が連絡調整等のために庁舎間を移動といった理由があるんですけれども、こ

の5年間で、例えば努力をして改善をなされた点というのはどういったところになるのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 職員間を移動するというのもなかなか改善ができておりません。

例えば、書類を各課から上げてきます。それを決裁をもらおうと思うと、急ぐものは直接本庁のほうへ来て、しかるべき印のほしい人のところを回ります。そうでなければ、いろんな通達はかごに入れて、そして車で運んで、そして決裁を受けて、また、それを分けてもらって各課に分配しているという、そういう手間が発生しております。それと、車についても、それを運ぶ運搬の業務が要る。また職員についても、時々この議場でも見られますように、決裁を受けるために、この場を利用して、始まるまでに決裁をとというふうなことだあってあり得るわけですし、やはり三つに分かれていることによって、それぞれが努力をしておりますけれども、なかなかそれを短縮すると、あるいは無駄をなくしていくということについては、非常に難しい状況であります。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 職員間の細かい作業の工程について、私も存じているわけではございませんので、確かにそうおっしゃることはそうだと思うんですけども、ただ、ここまで、情報化計画にもありますように、情報化を進められてこられた、これは町政です。その中で改善でき得る点はできると、そして、できない点はできないといっためり張りをつけることは可能なのではないかなというふうには思うんですけども、そういったことについても、どれだけ努力をしても不可能ということなんでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 会計のほうの電子決裁あたりは、もう電子決裁ですから、それで出し入れ、金額だけがきちっとすればそれでいいんですけども、上げてきます決裁の中には、どういった方法をとりましょうか、あるいは、どういう考え方で進めましょうかという、書類だけではわからない、いろんな内容もあるわけです。それはどこの課も同じだと思いますし、各課にまたがるいろんな問題も起こってくるわけで、やはり顔を見合わせて、そして、こういう方向で、こういう考え方でいきたいと思いますというような、確認をとるような、そうした場面というのは、ますます多くなってきております。そうした意味で、それを解消しようと思うと、思い切った方法が必要になってくると。

また、回覧板という格好で、いろんなお知らせにつきましては、出先も含めまして、すべてメールで済むことは、それで済ませておりますし、いろんな、今まではとっていなかった方法というのでも取り組んでおりますけれども、特にそうした決裁や大事な事項について、顔を合わせて協議をするという、そういう時間というのは非常に、その間の進めるまでの時間は非常に無駄が出てきているというふうに感じております。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） わかりました。

次に、地域振興課に職員が必要といった理由がありますが、例えば、庁舎を一本化をして、各旧庁舎に地域振興課的な窓口を配置するとなると、資料によりますと正職員が2名、そして1名アルバイト、3名の職員が本庁以外の庁舎に必要なようになってくるといったデータがございま

す。

そして、地域振興課担当業務を本庁には設置をするというような方針が打ち出されていますけれども、そのトータルのかかる人数というのは大体、どれぐらいになる予定なんですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、その資料の中にもございましたように、各地域振興課に加悦が6名、岩滝4名、野田川が6名おりますけれども、地域振興課をなくすという格好になるというふうに思います。そのかわり、かわりといいますか、大勢の地域の方たちが利用できる、その諸証明だとか、印鑑証明の発行だとか、そういうものにつきましては、庁舎を利用するのではなくて、そこにあります、地域のどこになるか、まだ決めておりませんし、いろんな方法があるかと思っておりますけれども、住民の方たちが困られないような方法を考えております。機械というようなこともありましたけれども、やはりお年寄りの方が機械操作をしてなんていうことは、非常に難しいので、やはりフェース・トゥ・フェースで業務ができますような方法をとりたいというふうに考えております。そういう意味では、最低、各地域に1カ所を持っていきたいというふうに思っております。

ですから、今、言いました、その人数の配置につきましても、どういう形をとるか、今後の検討になるかと思っておりますけれども、16名、地域振興課に、トータルしておりますけれども、10名ほどが原課、それぞれの課の中の補強を努めると、それぞれの地域振興課以外の、町のあります課の中の課員になるという形になるというふうに考えております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） つまり現在、地域振興課にかかっている人数といたしましては16名と、それに対応した窓口を設置するのにも10名かかる。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどの数値も、ちょっと私、言い間違えておりますけれども、今16名、地域振興課におります。例えば、この中からという意味ではないですけども、窓口業務を、正職を2名ずつということになると4名です。すると12名が、地域振興課がなくなりますので、本庁の建設課に行くとか、福祉課に行くとか、それぞれの課に吸収されるという、そういう考え方でございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 正職員が2名、そしてアルバイトの方が1名を、仮に加悦庁舎に本庁が来たときには3名、3名ということになる。そして2名、2名。そして、この加悦庁舎には何名の配置を予定をされていらっしゃるのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 加悦庁舎が本庁になりますので、地域振興課から引き揚げた職員は全員、加悦庁舎のほかの課の業務につくということになります。12名が。

10番（山添藤真） 本庁舎で受付業務をされるんじゃないですか。

町 長（太田貴美） 12の中に入っております。地域振興課じゃないんで、窓口業務をするということでございますので。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 例えば、地域振興課を廃止をしたとしても、例えば、加悦庁舎に本庁舎を持ってくると、そして、だけれども、その岩滝と野田川には窓口を置くといったことになるかとは思いますが、そのかかる人数の差異の数というのはどれぐらいになるんでしょうか、質問なんですけど、すみません。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 差異というのの件費という意味ですか。

1 0 番（山添藤真） いや違います、人数です。

町 長（太田貴美） 人数は、今言いましたように正職が2人、1カ所に2人と臨時が1人で3名です。もう一つの場所にも2名と、臨時が1人で3名、その程度を考えております。それも今後の形の中で、もっと縮小できる可能性もあるかもわかりませんが、そのあり方、持ち方によって、また変わってくるかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 現在、例えば岩滝地域振興課には4名、そして、野田川地域振興課には6名の人数を割いていらっしゃるんですけども、例えば、そういった2名、そして臨時職員1名の方を配置したとして、住民サービスの低下というのは起こらないといった見解なんですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それぞれのところで諸証明の発行をいたしますし、いろいろなお金の受け取りもしますので、多くの町民の方は、そのことによって何ら今までと変わらない状況が保てるのではないかというふうに思っておりますし、実際にいろいろなことで、もう少し詳しく相談に行きたいとかいう方につきましても、1カ所でございましたら、それらにきちっと対応することができますので、そういう方にとっても住民サービスの低下ということはないかというふうに思います。

ただ、心配されますのは、そうしたときには、やはりお年寄りの方の、あるいは障害のある方たちの、そうした出ていけない、あるいは、なかなか難しい、行く手だてのない方については、やはり今後、真剣にそれらについても考える必要があるというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） わかりました。そして、最後に3庁舎の維持費、管理費でございますけれども、例えば、庁舎を1本にしたとして月に100万円、そして年間で1,200万円、そして10年間で1億2,000万円の削減が見込めるとの試算を出していらっしゃいますけれども、例えば、この加悦庁舎の改築に3億8,500万円をかけるとなると、約30年から40年のスパンで、この事業に関しては、いわゆるとんとんと言いますか、もとを取れると言いますか、そういった試算になるのかなというふうには思うんですけども。

例えば、今、そういった決定をするということは、30年後、ある意味、束縛するといったような考え方もできるかと思うんですけども、そういったことについては、どのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 合併しましたときに、やはり三つの町が一つになって、今後、この地域で一つの町として、持続可能なまちづくりを進めていくんだという考え方の中で、1町ではなかなかいけない、だから3町が手を合わせて、そして今後、この地域を活性化していく努力をしていこうと

いうことをございますので、一定の、そうした年数が縛られるということは、これはあり得ることだろうというふうに思います。

しかし、またそれも社会的情勢が変わって、またいろんなアクシデントがあって、庁舎が庁舎として使えないことが起こり得る可能性もありますので、そうしたときには、やはりそうした中で、新たな方法を考えていくということになるかというふうに思います。

しかし、これから、せめて20年あたり、あるいは30年、この庁舎も、まだ10年たったかたたないかぐらいの庁舎でございますので、十分、そういう意味ではクリアしていけるのではないかなというふうにと思いますが、その建物の耐震、あるいは、そういう要素だけではなしに、いろんな要因で、それがそうならないような状況だって起こるわけですから、確定的なことは申し上げることはできませんけれども、願わくば、そうして長く、そこが行政の中心になるということについては、そうあったほうが、落ちついたまちづくりができるというふうに考えております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ありがとうございます。長い時間、六つの理由について、具体的に掘り下げてきたわけでございますけれども、その理由によっては本当に根拠のないといえますか、ちょっと根拠を疑ってしまうといえますか、そういった理由も、この六つの中には入っているかと思っております。ですので、もし今後、こういった提案をなされるときには、もう少し根拠を明確に記述をした上で提案をしていただきたいと思います。

そして、最後にちょっと30年後、20年後も、この庁舎を使っていきたいといったようなお話がありましたけれども、この大震災を受けて、例えば地方交付税も目減りをしていくと、そういった予測不可能な事態が、もしかしたら来るかもしれないというような現状において、今、30年後、20年後を展望して、そして庁舎を一本化をするような大きな事業をすることはリスクがかなり伴ってくるのではないかというふうに思うんですけれども、その点については、いかがお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この庁舎問題を考えますときに、一番に考えましたのは、やはり町として機能的で、そして効率的で、そして住民の皆さんに責任を持った行政を進めていくためには、今のままではだめだという思いをいたしました。確かに、根拠の、どう数値であらわすことのできない中身も多々ございます。しかし、実際に職務を進めていく中で、多くの疑問点、あるいは無駄な点がございました。そうしたものを、やはり今度の災害のときでも、先ほども申し上げましたけれども、防災なんかについても、たった2人の職員で対応していかなん、当然、上司はおりますけれども、もっと極端に言えば一人ですべてのことをやっていかなければならない、そういう人数が減ってきている中で、やっぱりそうした担当だけではなしに、全町で仕事をかかっているということが大変、今後、多々出てくるかと思っております。そうしたときに、庁舎がばらばらでいろんな思いを、なかなかきちっと伝わらないような状況の中で、大きな災害が起こったときの場合を考えたときには、やはり責任のある、そうした指示や、あるいは対応ができるのかと言われますと、やはりそれは今の状況の中では非常に厳しい、一つになっても厳しいような状況の中で、このまま行くということは財政的な面も当然、出てきますし、新たなところを建てればいいのかもわかりませんが、ただ、財政だけの問題ではなし、住民の人の命を守るということを最



優先に考えた場合に、きちっとした指示ができ、それぞれが与えられた職務を全うしていくためには、お互いが先ほどもございましたけれども、一丸となってやらなきゃならないようなことが多々出てまいりますので、そうした意味で指示系統がきちっとでき、あるいは対応が、一つ筋の通った中で対応していける、そういう組織、体制づくりのためには、やはり今の状況を一日も早く解消することが将来にわたって、町民の方たちに安心・安全をもたらす大きな効果があるのではないかというふうに考えております。

そうした意味で、なかなか説明が十分ではなかったかと思えます。それぞれの地域でも、これからご議論いただくことになろうかと思えますし、そのときにきちっと、できるだけお答えできるような、今後につきましての資料等々を考えていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 山添議員。

- 10番（山添藤真） ありがとうございます。昨年から町長が、例えば住民懇談会であったり、議会の中でもそうでありましたように、この庁舎の問題に関しては、私のほうから、まずキャッチボールをするためのボールを投げたいと、そして投げるといふような発言をされてこられました。その結果、このボールを僕たちのほうに投げたんじゃないかなというふうには思います。そして、このボールを受けて、僕が、私が町長に対して返したいボールといたしましては、この大震災が起きて、町長がより機能的な、そして効率的な役場体勢を取り、一丸となってまちづくりに邁進していきたいと感じられましたように、私も思うことがございます。それは、この与謝野町は、この合併をして、そして、合併に対してたくさんの方々のご尽力をいただきながら、この町はあり、そして私も、この町のために働いているわけでございます。そして、この庁舎問題が出て、そして大震災を受けて、私はより大きな合併も視野に入れながら、この庁舎問題は協議をしていくべきなんじゃないのかなというふうに思います。

つまり合併協定の中では、出ていたかと思えますけれども、1市2町、宮津市、与謝野町、伊根町の合併の可能性も含みながら、この庁舎の問題は議論されるべきだと思いますし、私もしていきたいというふうに思っております。

その1点について、いかがお考えかお聞かせください。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 当初、1市2町の合併協議が立ち上がり、それらについて整理がされました。その中で、一定のそれぞれの町が判断をして今の3町の合併を選びました。

宮津市は宮津市で1市でいく、伊根は伊根で1町でいくというまちづくりが、一定の本当に整理がされてなったわけでございますので、私から、そうしたことについて提案をしていく、あるいは考えていくという考え方は毛頭ございません。それぞれの住民の方が判断をして、今の合併が成り立ったというふうに思っておりますので、そういう思いを大事にしたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 山添議員。

- 10番（山添藤真） とてもわかりますし、同感をする部分があります。私は、その合併協定がなされたときに、残念ながら、その会議に出席することもできませんでしたし、どのような議論が当時行われていたか、そして雰囲気を知るすべもございませんでした。そして数年がたち、昨年からのこの与謝野町にお世話になっていまして、そして、1市2町の議場に立つ理事者、議員の中で一

番若い私からは、今後、その当時、一定の決断をなされて、この状況になったわけでございますけれども、また合併について協議がなされることもあると思いますし。その中で、この庁舎問題というのは、また大きな意味を持ってくるかと思いますので、やはりその点も含まれて、一度議論をしていただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） その1市2町のときの合併協議の中でも、その庁舎問題が第一なんだという考え方があったわけです。そうした中で、いろいろ論議された中で、そうじゃないところでの合併を、庁舎問題が、もうすべての問題のようなことでしたけれども、我々の町は、その庁舎問題だけではなしに、いろんな意味で3町が産業的にも似たり、あるいは一つの川でつながっている、あるいは福祉施策なんかも似通った形をとってる中で、考えた合併の選択であったということでございます。

そういう中で、こういう合併が成り立ったという経緯がございますので、新しいまちづくりをするときに、その庁舎の問題が一番だという考え方については、私は賛成できかねますし、そういう時代が恐らく来ることもあろうかと思えますけれども、今の段階で、そればかりが、合併のための理由ではないというふうに今回の合併も、そういう形であったということをお伝えさせていただいておきたいというふうに思います。以上でございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 確かに、その庁舎問題が第一というわけではございませんが、確かに今後30年を見通したときに、この地域がより大きな目標を持ち、一緒に時代を切り開いていくことも、私は十分にあると思いますし、私もそういった方向性をとりながら、今を考えていきたいと思っておりますので、いずれにいたしましても、この庁舎問題は、今後の未来にかかわってくることかと思っておりますので、十分ご承知だとは思いますが、未来の配慮を忘れることなく、この議論をしていきたいというふうに思いますので、僕のほう、私のほうからも、どうぞよろしく願いいたしますと、お願い申し上げて質問を終わりたいと思います。

議 長（井田義之） これで、山添藤真議員の一般質問を終わります。

次に、4番、杉上忠義議員の一般質問を許します。

4番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

1点目につきましては、総合庁舎化と「まちなか」のにぎわい創出であります。庁舎検討ワーキンググループ検討結果報告書では、加悦庁舎を総合庁舎とする案を住民に公表して丁寧に説明し、理解を得る努力をするべきであると結論に達したとあります。その加悦庁舎建設時におきましては、大江山連峰を背景にした景観、市町村合併を前にして、耐震化をよく考えながら、できるだけ柱を少なくし、部屋の仕切りの取り外しを簡単にし、多目的に使用できること。1階におきましてはガラス張りにして、外から、すなわち町民からよく見えることなどが重要視されたところでございます。また、行政が町民に近い存在としてありたいという思いもあったのだと思います。

旧加悦町議会庁舎建設特別委員会、商工会などでよく議論されたのは、旧庁舎からちりめん街

道を通り、新庁舎の加悦鉄道の転車台をイメージした交流広場、有線テレビ局のサテライトスタジオ化、商工会館での特産品販売などによる多目的な活用。加悦鉄道駅舎の鉄道ミュージアム、そして、地域公民館へとつながることによりまして、町の中を、かつてのにぎわいを取り戻したいことを多く議論いたしました。

太田町政2期目の重点課題の10項目の中の一つ、庁舎の統廃合、加悦庁舎を総合庁舎にする方向性が公表されたところであります。

行財政改革は進展し、教育、福祉、防犯や防災など、町民と行政が協働して取り組むまちづくりの拠点に、この総合庁舎がなることを期待しておきたいと思えます。

もう一つの重点課題でありますちりめん街道の、さらなる活性化につきましては、商工会のちりめん街道活性化調査・研究会による、交流人口5万人にする中間報告書がまとまったところでございます。

14日には、報告と意見交換会が開催されます。報告書にもありますちりめん街道のホームページの作成、絵はがきの製作、街道宿の企画などの取り組みは、地域住民によりまして、既に始まっているところでございます。

5日には、旧尾藤家で与謝野町文化協会加悦支部が15団体による発表と交流会が開催され、大変にぎわったところでございます。

こうした状況を踏まえまして、「美心与謝野」をコンセプトにしたまちづくりを具体化し、まちなかのにぎわいを創出する絶好の機会だと私は考えるところでございます。

そこで、町長の見解をお尋ねいたします。

2点目につきまして、体験型観光の推進をお尋ねいたします。

最近、「丹後ちりめんの産地でものづくり体験」ができる施設が数々の観光パンフレットで紹介されPRされています。その中で特に注目されているのは、与謝野町染色センターであります。5月には名古屋市の旅行会社の企画、「天橋立・染色センターで染色体験コース」には、80人の参加がありました。

また、福井県勝山市のはたや記念館、“ゆめおーれ勝山”からも視察研修に来られました。昨日、6月7日には神戸市の神戸生田中学校の生徒、約150人が研修旅行に訪れ、染色センターと町内の2カ所の施設に分かれて体験学習が行われました。

今後の課題といたしましては、旅行会社からの要望でもあります染色センターのトイレ拡張と昼食ができるようにしていくこと、旧加悦町で活動していました「染色センター運営委員会」を復活させ、染物の製造や販売のほか、特産品の開発に取り組むことも必要だと思います。

また、染色センターの隣にあります旧技能訓練センターを有効活用すれば、さらにもっとバラエティにとんだ体験メニューも提供できると思えますが、町長の見解をお尋ねいたします。以上、2点でございまして、よろしくご答弁いただきますようお願いいたします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 杉上議員、1番目のご質問、総合庁舎化と「まちなか」のにぎわい創出についてお答えいたします。

ただいま議員から、現在の加悦庁舎建設当時に、いろんな角度から庁舎のあり方を検討され、

庁舎を中心とした「まちなか」のにぎわい創出を図っていく議論が盛んに行われました。そうした経緯をお聞かせいただき、当時の熱い思いの一端をご紹介いただきました。

これらの思いが実って、加悦庁舎は平成14年4月に立派な庁舎として竣工し、加悦町民の、そして合併後は与謝野町民の皆様が親しまれる庁舎として、その役割を果たしてきました。以来、来年には建設から10年を迎える月日が経過し、この間には平成16年の台風23号による不幸な災害に見舞われながらも、野田川改修が関係者の懸命なご努力で立派に完成したことにより、見事に復興を果たし、今日に至っております。

今回、私は、この加悦庁舎を総合庁舎とする考え方を町民の皆様にご提案させていただきました。その趣旨は、説明会でも申し上げましたとおり合併協議会や総合計画、行政改革大綱の策定経過を踏まえ、また、私自身が町政、2期目のスタートに立たせていただいた、そうした思いを踏まえ、さらには今、与謝野町が抱える重要な課題を乗り越えていくためには、効率的な組織体制をひき、財政的にも機能的にもプラスになるよう見直すことが避けて通れない課題であり、合併から5年が経過し、折り返しの5年を迎える今、第二ステージのまちづくりに向けて、さらなる飛躍を遂げていかなければなりません。

庁舎の統合は、その体制づくりの一環であるというふうに考えており、総合庁舎として町の行政機能をさらに高めていくための一つの手段だと考えております。

したがって、議員からは加悦庁舎建設当時の、かつての思いを呼び起こし、庁舎周辺のにぎわいづくり、再活性化を望むご質問でございますが、総合庁舎周辺を町の産業経済の中心にしようとする移転を提案しているものではなく、また、町が率先して、この加悦庁舎周辺を再活性化させる目的を持って提案しているものでもありません。私はまちづくりは、各地域の自然や文化、歴史など、それぞれの特色を生かした、町全体の均衡ある発展であるべきというふうに考えており、与謝野町総合計画に沿って、着実にまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2番目の御質問の体験型観光の推進をにつきましてお答えします。

「丹後ちりめんの産地でものづくり体験」できる、そうした施設が注目されている。その中で、与謝野町染色センターの今後のあり方も含めて、私へのご質問でございますが、議員ご承知のとおり与謝野町観光振興ビジョンの行動プログラムに丹後ちりめんと、ちりめん街道を生かした誇りづくりの中で織物体験、あるいは学習の充実を掲げています。

本町の観光振興を推進していくためには、織物体験から始まります織物文化観光が当町にとっては大変重要なメニューとして認識してまいりまして、積極的な取り組みが必要というふうに考えております。

ご指摘の与謝野町染色センターには、染色技術者が常勤しておりますので、受け入れの環境は整っており、観光振興ビジョンの推進を図ることからも、現場には地域内での染め技術の指導とあわせ、染め体験施設としての受け入れを積極的に行うよう指示しており、そのために臨時職員1名を雇用し、受け入れの充実を図っております。

また、染め体験の情報発信も並行して行い、ホームページ等のネット活用はもちろん、丹キャン情報誌「丹後体験ガイド」を活用し、丹後ちりめんの生産地として、発展した町の歴史文化体験として、染色センターでの染めの体験や、あるいは織物技能センターでの手織体験を全国に発

信じています。

こうした取り組みにより、とりわけ染色センターには昨年から染め体験を希望する個人、団体が着実にふえており、団体の受け入れでは、施設内で十分な対応が困難なケースも出てきています。議員からご紹介のありました神戸市の生田中学校150名の体験学習は、与謝野町での体験メニューを広くPRした成果と受けとめておりますが、生田中学校の先生が本町でできる体験学習に興味を持たれ決定されたもので、染色、木工加工、ランプづくり、ブローチ加工を生徒が選択し取り組むようございまして、体験学習の受け入れ先が染色センターほか民間3施設と聞いております。何か、せんだってお越しになったようなことございしましたが、今回、このように行政と民間事業所との連携で対応する体制が整ったことは、大変意義深いことであり、また体験メニューの商品化が整ったこととなりますので、次の展開につながるものと大変期待をしております。

次に、染色センターのトイレ拡張と昼食でございしますが、トイレにつきましては、確かに団体の対応が困難と聞いています。早急に拡張ができればよいのですが、今しばらく状況を見ながら検討したいというふうを考えています。

また、昼食につきましては、地元で提供可能な事業所と連携することにより可能であるというふうに考えますので、担当課に調整を行うよう、そうした指示をしたいというふうに思います。

最後に、染色センター運営委員会の復活ですが、旧加悦町時代のことは詳しく承知をしておりますが、施設での商品販売を復活することは考えていませんので、運営委員会の必要性につきまして、角度を変えて有効活動の考え方を内部で検討したいというふうに思います。

以上で、杉上議員への答弁といたします。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 答弁ありがとうございます。

1点目の庁舎総合化と周辺のにぎわいでございますけれども、再び機会が訪れたというふうに考えております。

ちりめん街道を守り育てる会が発足いたしまして10年、旧尾藤家の住宅を保存しながら、一般開放をして7年になります。こうした点を踏まえまして、このつながりのあるまちづくり、どういったらいいんでしょうか、点から面へ向かいまして、活性化を図っていくというのが重要だというふうに思っております。

町長の答弁にありました、自然や文化を生かして均衡ある発展、これも重要だと思いますけれども、やはりここは古い言葉でございますけれども、一点突破いたしまして、全面展開に持っていくという手法も、若いころは、さんざん叫びましたんで、こういった点につきまして、町長のお考えを聞きたいというふうに思います。

それから、もう1点につきまして計画書、庁舎の改修計画によりますと、元気館、保健センター、農村環境改善センターがですね、合併特例だと思んですけども、目的外使用として可能であるのかなというふうに思っております。

この2点につきまして答弁をお願いいたします。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 2回目のご質問にお答えいたします。

庁舎は庁舎として、住民の方たちにお役の立てる場所として活用がしていきたいということでございますし、そのことを受けて地域の方が頑張っで地域の活性化をやっでいこうというお考えとは別にバッティングするわけではございませんで、町は庁舎の問題に關しまして言えぱ、この庁舎を機能的に改修して、皆さんにご迷惑をおかけしなくてもいいよな、そういう庁舎にしていきたいということでございませんで、大いに地域で頑張っでいただいで、染色センターがあれば、旧野田川には織物技能訓練センターがございませんで、そこでは手織の体験もできるよなになっておるよなので、それらをリンクさせて、町内全体で観光が、要するに光が当たる、自然ななんかも織り込む、いろんな施設とも連携していく、いろんな発想ができるかと思ひませんで、まずそれはそれで頑張っで、地元もやっでいただけたらありがたいことだなというふうにお思ひしておるよな。

それから、最後もう1点、合併特例債云々ということにつきて、これは確かしぱりがないというふうにお思ひしておるよな。

目的外使用ということにつきては、ちょっと私自身、今のところわかりませんで、わかるものがおればご返事をさせていただきたいというふうにお思ひしておるよな。それだけでしたかね。

議 長（井田義之） だれかわかる。

町 長（太田貴美） 建設課長のほうにお答弁させませんで、お願いいたしませんで。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答弁したいというふうにお思ひしておるよな。

今の農村環境、元氣館の部分につきては、平成7年と8年に建設をしたというふうにお覚えておるよなして、補助金の適化法の部分が8年間だったというふうにお思ひしておるよなので、その点につきては、もう補助金の適化法は終わっでいるというふうにお考えておるよな。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 元氣館、保健センターの、その環境改善センターにつきては、平成7年に建設し8年経過したので、目的外使用で改修もできるというお答弁でございませんで。

ちりめん街道、あるいは、この庁舎周辺の活性化につきては、与謝野町商工会のちりめん街道活性化調査研究委員会のお中間報告会が、先ほど述べませんでしたよなように14日に開催されませんで。その結果を踏まえませんですね、また補正予算等で質疑いたしませんで、きょうはこういうことといたしませんで。

続きませんで、染色センターの件につきては、ご存じのよなように、だんだん、単なる見る観光から目的を持ちませんでした自己完結型の観光へ変わっできたというふうにお思ひしておるよなところでございませんで。その対応を今しばらく、トイレの改修等はお待ちくだされいということですので、ぜひとも改修計画に向かいませんで検討いただきませんですねお願いいたしませんで。

残念なのはすね、染色センター運営委員会のお答弁でございませんで。旧加悦町におきませんでは、製造をし、開発したのよなであるならば、やはりこれは全国展開で販売していきませんでたいというよな活動もなされませんできたところでございませんで。ぜひともすね、染色センター運営委員会につきてはすね、復活を再度、要望しておきたいというふうにお思ひしておるよな。そうすることによりませんで、今、職員がお答弁にありませんでしたよなように、一人、あるいはパートの方一人ですけども、運営委員会ができることによりませんで、もう少し幅広い染色センターの活動の展開ができるよなと、こういうふう

に考えるところでございますので、再度要望しておきたいと思っております。答弁のほどをよろしくお願いたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） トイレの件はそういうことでございますし、この染色センター運営委員会でございますけれども、新しい町の中で、じゃあそうした趣旨をどういうところに持つのか、あるいは、そうしたことによって、あそこの施設をどう活用していくのかというようなことにつきましても、これはやはりいろんな角度からの検討が必要かというふうに思います。前やってたからそのままやるという発想ではなくって、やっぱりもう少し違った形の、せっかく観光振興ビジョン等もできたりしておりますので、その施設の有効活用等も含めた中での、もう少し広い形の中での染色センターと、その織物技能訓練センター等も含めた、そういった一貫的な考えの中での検討が必要ではないかというふうに思いますし、必要なのか、そうでないのかも含めて検討させていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） いずれにいたしましても、エコ体験、農業体験、漁業体験、林業体験、丹後におきまして、あるいは与謝野町におきまして、いろんな体験学習ができて、体験観光を楽しむことができますので、ぜひとも前進、前向きに検討して推進をお願いしたいというふうに思います。庁舎につきましては、総合庁舎化、議論しながらですね、何はともあれ、行政が町民に近い存在であるということを忘れずに議論をしていっていただきたいなというふうに思います。

先ほどの繰り返しになりますけれども、ちりめん街道の活性化の報告、意見交換会が行われました後、また補正予算等々を通じまして質疑をいたしたいというふうに思います。

本日は、これで終わります。ありがとうございました。

議 長（井田義之） これで、杉上忠義議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、あす6月9日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

（散会 午後 5時47分）